

岩手県庁舎の在り方に関する報告書

令和 7 年 3 月
岩手県総務部

【目 次】

はじめに	3
第1章 県庁舎の現状と課題	4
1 県庁舎の変遷	4
2 県庁舎の現状	5
3 県庁舎の課題	8
第2章 県庁舎のあるべき姿	27
1 県庁舎を取り巻く環境	27
2 岩手県の今後の財政見通し	32
3 県庁舎整備で目指すもの	35
第3章 職員数の見通しと想定される庁舎規模	39
1 職員数の見通し	39
2 県庁舎の規模	42
第4章 整備地区	43
1 県庁舎の位置の考え方	43
2 これまでの経緯	43
3 考慮すべき事項	43
4 整備地区の評価	45
5 整備地区の方向性	46
第5章 整備パターンの検討	47
1 耐震化の手法について	47
2 整備パターンの作成	51
3 ライフサイクルコスト	55
4 各整備パターンの評価	61
第6章 整備の方向性	66
第7章 今後の検討スケジュール	67
参考 県庁舎の在り方に関する懇談会	68

はじめに

岩手県庁舎は、昭和 40 年（1965 年）4 月に竣工され、令和 7 年（2025 年）4 月で建築から 60 年を迎えようとしています。

この間、県庁舎は、東日本大震災津波をはじめとする幾多の災害が発生する中で、災害対策の拠点として機能してきたほか、県議会とともに県の行政運営を推進するための基盤として、中心的な役割を果たしてきました。

現在、県庁舎の建物・設備は老朽化が進み、修繕や改修が必要な箇所が数多く発生しているところです。

また、昭和 56 年（1981 年）の建築基準法の改正以降、現行の耐震基準を満たしておらず、加えて国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日 国営計第 126 号）」に基づく災害対策拠点施設としての耐震安全性の目標に達していないことから、耐震化が急務となっています。

こうした中、定期的な点検や外壁補修等必要な維持修繕を行うことにより、使用を継続してきたところですが、東日本大震災津波を含め、大きな地震に複数回見舞われ、庁舎の耐震性能への影響が懸念されたため、令和 4 年 11 月に耐震診断に着手し、令和 5 年 7 月にコンクリートの劣化状況や震度 6 強の地震に対する危険性などの耐震診断結果を取りまとめました。

耐震診断の結果、知事局棟、議会棟、渡り廊下棟のいずれの建物も耐震改修が必要とされたことから、令和 5 年 11 月には、建築、都市計画、経済、行政等の分野からなる「県庁舎の在り方に関する懇談会（以下「有識者懇談会」という。）」を設置し、職員数の将来見通しや庁舎規模、整備手法、整備財源、ライフサイクルコスト、整備地区などについて御議論いただきながら、県庁舎整備の方向性を検討してきたところです。

本報告書は、有識者懇談会での議論を踏まえつつ、人口減少やDXの進展、複雑化・多様化する行政ニーズなど、社会経済情勢が今後大きく変化していくことが予想される中で、これからの 50 年先、100 年先を見据えた岩手県庁舎の在り方を整理したものであり、岩手県総務部が報告書として取りまとめたものです。

第1章 県庁舎の現状と課題

1 県庁舎の変遷

(1) 旧県庁舎

戊辰戦争後の明治4（1871）年、盛岡城二ノ丸地内に置かれていた庁舎を、旧盛岡藩主の別邸であった広小路御殿（現在地）に、盛岡県庁舎として移転したことから、現在の敷地での県庁舎の歴史が始まりました。その後、明治36年（1903年）、同地に洋風2階建ての旧県庁舎が建築され、現庁舎が建築されるまで使用されていました。

【明治36年建築の旧県庁舎】



（写真の寄贈者：北海道旭川市 中田均 様）

(2) 現庁舎

現在の庁舎は、昭和40年（1965年）に総工費19億4,400万円、工事期間2年5ヵ月、延べ労務人員約25万人を費やして建築され、建築当時、東北で1番、全国でも2番目の高さの庁舎として建築されました。

また、当時は一般的ではなかった県民スペースの導入などを行った、先駆的な庁舎でもありました。高層の知事局棟と低層の議会棟という対比的な棟を、垂直水平の柱や梁型と、むくりのついた底で全体の統一感が図られ、内丸のランドマークの一つを構成しています。

【昭和40年建築の現庁舎】



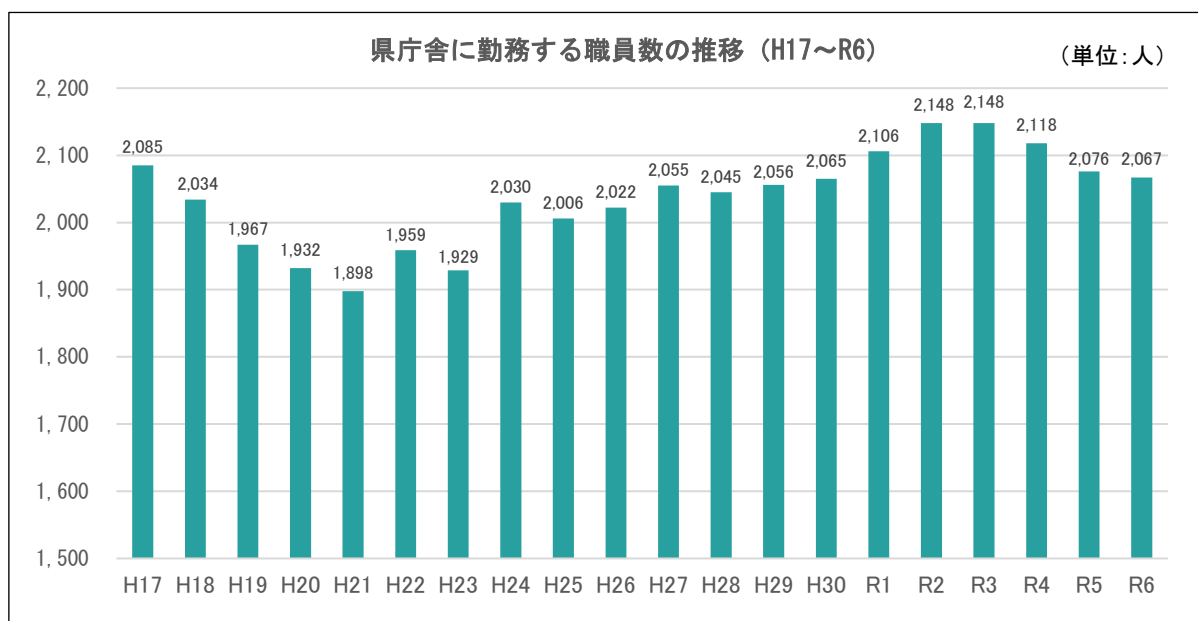
設計者：山下寿郎設計事務所（現(株)山下設計）

2 県庁舎の現状

(1) 県庁舎の概要

名称	知事局棟	議会棟	渡り廊下棟
竣工	昭和 40 年 4 月		
階数	地下 1 階、地上 12 階、 塔屋 3 階建	地上 2 階 一部 3 階建	地上 3 階建
高さ	60.5m	14.9m	11.7m
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	11,993.12 m ²		
建築面積	5,690.2 m ²		
	(2,214.7 m ²)	(3,115.8 m ²)	(359.7 m ²)
延べ面積	37,639.8 m ²		
	(31,027.7 m ²)	(5,478.8 m ²)	(1,133.3 m ²)
外観			

(2) 県庁舎に勤務する職員数※の推移



※職員数には会計年度任用職員等の数を含む。

(3) 駐車場の利用状況

ア 県庁舎構内駐車場

用途	台数
来客用	56 台
来客用（身体障がい者等用）	2 台
公用車用（屋外）	15 台
公用車用（車庫）	34 台
報道機関用	32 台
合計	139 台

※そのほか、北山車庫（県庁から約 1.3 km）に 80 台、加賀野駐車場（県庁舎から約 1.0 km）に 28 台分の知事部局の公用車用駐車場がある。

イ 年間利用状況（令和 4・5 年度の駐車場利用台数（累計））

（単位：台）

	一般 利用者	市町村 関係者	報道 関係者	納品 関係者	タクシ ー	公用車	その他	計
令和 4 年度	22,975	2,880	3,339	12,630	3,507	17,295	21,701	84,327
令和 5 年度	22,307	2,825	3,864	13,097	3,133	17,030	20,056	85,615

(4) 県庁外執務室の概要

ア 総務事務センター

本庁組織のうち、県庁舎に執務スペースを確保できていない総務事務センターは、盛岡地区合同庁舎の別館に執務室を設けています。

当該別館の1階には、岩手県庁内保育施設「うちまる保育園」があり、県庁舎の機能を補完する役割を果たしています。

【総務事務センターの事務室】

	総務事務センター
建物	盛岡地区合同庁舎 別館 2～4階
事務室・倉庫等の面積	680.76 m ²
職員数	67 名

イ 人事委員会及び労働委員会

同じく県庁舎に執務スペースを確保できない人事委員会及び労働委員会は、盛岡市内の民間ビルを借上げのうえ配置しています。

当該民間ビルの事務室（執務室、委員室、局長室）は約 420 m²（倉庫を含めると 570 m²）で、29 名の職員が勤務しています。

【借上げビルの概要】

	人事委員会・労働委員会
建物	朝日生命盛岡中央通ビル
場所	岩手県盛岡市中央通一丁目 7-25
事務室面積	約 420 m ² （倉庫含め 570 m ² ） （うち人事委員会 197 m ² 、労働委員会 223 m ² ）
職員数	29 名 （うち人事委員会 18 名、労働委員会 11 名）
賃料・共益費	約 31 百万円／年 （賃貸料、電気使用量、案内看板賃料、清掃料）

3 県庁舎の課題

(1) これまでの取組状況

県庁舎の在り方について慎重に検討を進めるため、平成 27 年に県庁舎の総合的な劣化状況等を調査する「劣化診断調査」、平成 29 年には、その調査結果を用いて耐震改修の手法等、最適な庁舎の長寿命化手法を検討する「長寿命化等整備手法検討業務」、令和 2 年には執務環境について調査する「執務環境等調査業務」を行うことで県庁舎の現状と課題の把握に努めてきました。

耐震診断に関しては平成 9 年に実施していたところですが、東日本大震災を含め、大きな地震に複数回見舞われ、庁舎の耐震性能への影響が懸念されたため、令和 4 年から 5 年にかけて改めて診断を行いました。

【これまでに実施した調査・診断業務】

年度	業務名	業務概要
H27	劣化診断調査及び施設整備検討資料作成業務	建築や設備等の劣化状況や竣工後に改正された法適合状況について、総合的に調査を行った。
H29	長寿命化等整備手法検討業務	庁舎の耐震化の手法や長寿命化に必要な対策について、比較検討を行った。
R2	執務環境等調査業務	文書量や物品量、会議室や執務室の使用状況等について調査を行い、執務環境の現状と課題の把握、本来必要とされる庁舎面積のシミュレーションを行った。
R4-5	耐震診断業務 (再診断)	平成 9 年に実施した、当初の耐震診断以降の大地震の影響や庁舎の劣化を踏まえて、再度耐震診断を実施したもの。

(2) 耐震性能の課題

ア コンクリート強度及び中性化の状況

耐震再診断に先立ち、庁舎から実際にコンクリートのサンプルを採取することで、躯体のコンクリートの劣化状況について調査を行いました。

① コンクリートの強度

設計基準強度※¹に対して、知事局棟の一部中間階においてわずかに下回る部分がありましたが、概ね建築時からの強度を維持していると判断されました。

② コンクリートの中性化深さ※²

コンクリートの中性化深さの測定結果は、知事局棟の塔屋に補修等を施せば、調査時点から 30 年程度継続使用が可能と判断されたほか、議会棟及び渡り廊下棟も全体的に進行が遅く、健全な状態であるとされました。

※ 1 設計基準強度

構造設計において基準とするコンクリートの強度。

※ 2 コンクリート中性化深さ

コンクリートの中性化深さが鉄筋に到達すると、鉄筋がさび、構造体の耐荷性や耐久性が低下し始めることから、躯体の残存期間の目安とするもの。

【コンクリート強度及び中性化の状況】

棟	コンクリート強度 (設計基準強度 17.6N/mm ²)	コンクリート中性化深さ (設計かぶり厚さ 30～40mm)
知事局棟	<u>平均値 17.0～29.5N/mm²</u> → 全体的に著しい劣化は見られず、概ね建築時からの強度を維持	<u>平均値 0.0～57.2mm</u> → 局所的に進行が速い部分(塔屋)があるが、全体としては進行が遅く、補修等を施せば調査時点から 30 年程度は使用が可能
議会棟	<u>全箇所基準以上の数値</u> → 建築時からの強度を維持	<u>すべて設計かぶり厚さ以下</u> → 全体に進行が遅く健全な状態
渡り廊下棟	<u>全箇所基準以上の数値</u> → 建築時からの強度を維持	<u>すべて設計かぶり厚さ以下</u> → 全体に進行が遅く健全な状態

イ 構造躯体の耐震性能（耐震再診断の結果）

① 知事局棟の耐震診断結果

1) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準

高さ 45m 以上の高層建築物であり、通常の鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断基準を適用できないことから、国の官庁施設で用いる「官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成 8 年 10 月 24 日建設省営計発第 101 号）」を用いて診断を行いました。

その結果、建築物としての目標耐震性能値 $Q_u / \alpha \cdot Q_{un} = 「1.0」$ に対し「0.447」、防災拠点としての目標耐震性能値 $G I_s = Q_u / I \cdot \alpha \cdot Q_{un} = 「1.0」$ に対し「0.298」と、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高く、防災拠点としての耐震性能を備えていない結果となりました。

【耐震安全性の評価】

I 類及び II 類	III 類	診断結果	評価
$\frac{Q_u}{\alpha \cdot Q_{un}} < 0.5$		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	a
$0.5 \leq \frac{Q_u}{\alpha \cdot Q_{un}} < 1.0$		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	b
$1.0 \leq \frac{Q_u}{\alpha \cdot Q_{un}}$ かつ $G I_s \leq \frac{Q_u}{I \cdot \alpha \cdot Q_{un}} < 1.0$		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い、要求される機能が確保できないおそれがある。	c
$1.0 \leq G I_s = \frac{Q_u}{I \cdot \alpha \cdot Q_{un}}$		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I 類及び II 類の施設では要求される機能が確保できる。	d

2) 構造計算（時刻歴応答解析）

知事局棟のような高層建築物で、変形能力や靱性（粘り強さ）が不足する部材が混在する場合、耐震診断指標が必要以上に小さくなる傾向があることから、建築基準法の「構造計算（時刻歴地震応答解析）」を用いてより精緻な診断を併せて行いました。

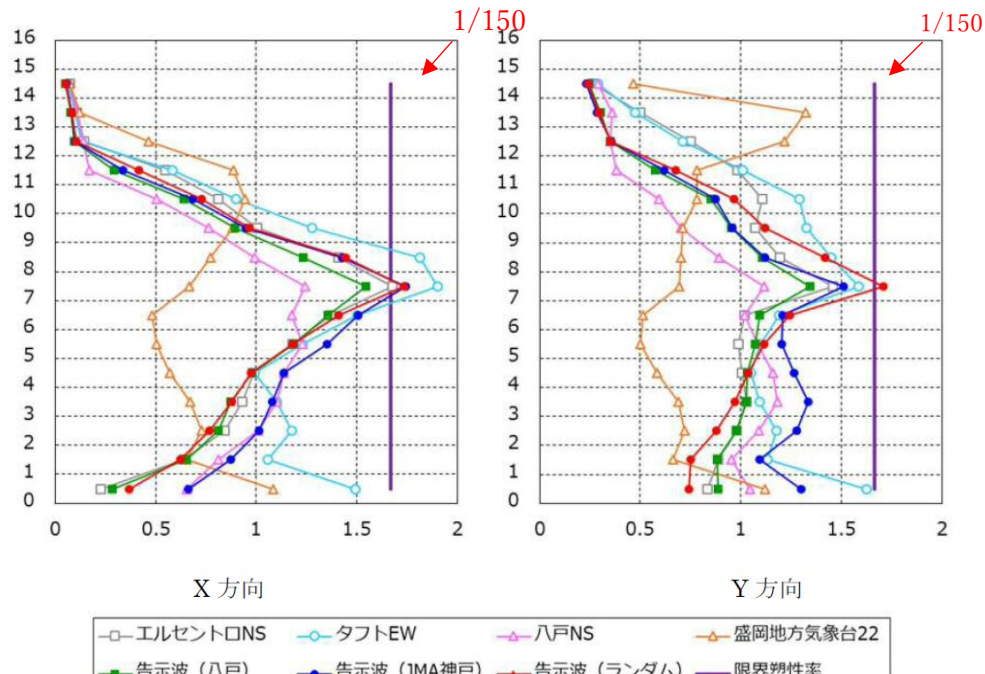
構造計算では地域特性等を考慮し、震度 6 強程度に基準化した 7 つの地震波について計算を行った結果、一部の地震波で限界層間変形角 1/150（変形の限界）を超える層間変形角が生じ、顕著な損傷が生じるものの、盛岡地方気象台の地震波ではすべての階において、限界層間変形角内に納まる結果となりました。

よって、震度 6 強の地震動で局所的に顕著な損傷が生じるものの、倒壊する危険性は低いと判定されました。

【知事局棟の耐震診断結果（官庁施設の総合耐震診断・改修基準※）】

棟		指標		判 定	
知 事 局 棟		建築物としての目標耐震性能値「1.0」に対し、「0.447」 (前回結果(H9) : 0.67) → 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。			
	Qu/α・Qun	Qu/α・Qun : 建物の耐震性能を表した指標 Qu : 保有水平耐力 Qun : 必要保有水平耐力 α : 補正係数			
	GIs 値	防災拠点としての目標耐震性能値「1.0」に対し、「0.298」 (前回結果(H9) : 0.45) → 目標値を大きく下回り、大地震時における防災拠点として機能しない可能性がある。			
【各階の耐震性能値】					
X 方向					
階	Qun	Qu	GIs	Qu/α・Qun	
PH3	7996	6255	0.431	0.646	
PH2	15612	10303	0.363	0.545	
PH1	20680	14174	0.377	0.566	
12	25778	24604	0.525	0.788	
11	43386	32316	0.301	0.451	
10	52438	38907	0.299	0.449	
9	60349	44545	0.298	0.447	
8	67511	49793	0.298	0.447	
7	73862	55144	0.301	0.452	
6	61989	59761	0.531	0.797	
5	65886	63455	0.531	0.796	
4	89122	66021	0.299	0.448	
3	82507	67916	0.453	0.680	
2	95888	70840	0.298	0.447	
1	98244	74906	0.308	0.462	
Y 方向					
階	Qun	Qu	GIs	Qu/α・Qun	
PH3	6219	6760	0.599	0.898	
PH2	12490	11950	0.527	0.790	
PH1	20680	15757	0.419	0.629	
12	33143	28124	0.343	0.514	
11	43386	35963	0.335	0.502	
10	52438	43662	0.336	0.504	
9	67054	50498	0.415	0.622	
8	67511	56440	0.338	0.507	
7	82068	62252	0.417	0.626	
6	88556	66728	0.415	0.622	
5	94123	70960	0.415	0.622	
4	89122	74723	0.339	0.508	
3	92820	81238	0.353	0.530	
2	95888	78854	0.332	0.498	
1	98244	81437	0.335	0.502	
※ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準					
国土交通省が官庁施設の地震災害及びその二次災害に対する安全性の評価について基本的事項を定めたもので、現地調査によりコンクリート・鉄骨等の成分変容、腐食度を測定し、躯体の強度や劣化状況から、建物の保有水平耐力や部材の強度及び靱性（粘り強さ）を総合的に評価するもの。					
県庁舎のような防災拠点として使用する施設は、建築基準法で定められた強度の1.5倍の強度が求められます。					

【知事局棟の耐震診断結果（時刻歴地震応答解析）】

棟	指標	判 定
知事局棟	構造計算 （時刻歴地震応答解析）※1	一部の地震波で限界層間変形角 1/150（変形の限界）を超える層間変形角が生じ、顕著な損傷が生じるが、盛岡地方気象台の地震波ではすべての階において、限界層間変形角内に納まる。 → 震度6強の地震動で局所的に顕著な損傷が生じるが、倒壊する危険性は低い。
	【層間変形角 1/250 を基準 (=1) とした各階の塑性率※2】 	
※1 構造計算（時刻歴地震応答解析） 建築基準法で耐震計算方法が規定されており、主に高層建築物の検討に用いられます。耐震診断基準よりも精密な解析ができ、類似地盤条件や大規模地震波に対する建物の変位量の確認に用います。 ※2 塑性率 変形限界に達した際の最大変形量を降伏時の変形量で割った値。層間変形角 1/250 までは、建物が変形しても元に戻りますが、それを超えると、変形したまま戻らない（塑性）もの。		

② 議会棟の耐震診断結果

議会棟は、低層の鉄筋コンクリート造の建築物であることから、旧耐震基準のもと設計された建築物の多くで用いる耐震診断基準（２次診断）※^１を用いて診断を行いました。

その結果、建築物として最低限必要な I_s 値※^２＝「 0.6 」に対し、２階のＹ方向について「 0.098 」という結果となり、地震により倒壊し、又は崩壊する危険性が高いという判定となりました。

なお、 0.098 という診断結果については、２階の脆弱部分によるものであり、部分的な改修で数値を改善することが可能です。

【議会棟の耐震診断結果（耐震診断基準 ２次診断）】

棟	指標	判 定		
議 会 棟	Is 値	建築物としての目標耐震性能値「0.6」に対し、Is＝「0.098」（前回結果(H9)：0.59) → 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。（議場等の特殊な構造（大空間等）が影響しており、数値が小さく判定されている。）		
		【耐震性能値（Is 値）】		
		階	X 方向	Y 方向
		3	0.554	0.853
		2	0.415	0.098
		1	0.621	0.588
※1 耐震診断基準（2次診断） 旧耐震基準のもと設計された建物の耐震性能を現行の耐震基準で測るもので、現地調査により、コンクリート強度や鉄筋量を算出し、それらを用いて計算をすることで、基準で示す目標耐震性能値を満たしているか評価を行います。				
※2 Is 値（構造耐震指標） 地震に対する建物の強度や靱性、建物の形状バランス、劣化状況などから算出する指標です。一般的に 0.6 以上が最低限必要な数値となり、防災拠点として使用するには 0.9 以上の数値が求められます。				

③ 渡り廊下棟の耐震診断結果

議会棟と同様、耐震診断基準（2次診断）を用いて診断を行った結果、建築物として最低限必要な I_s 値＝「0.6」に対し、「0.405」という結果となり、地震により倒壊し、又は崩壊する危険性があるという判定となりました。

特に、ピロティとなっている1階の耐震性能が低い結果となっています。

【議会棟及び渡り廊下棟の耐震診断結果（耐震診断基準2次診断）】

棟	指標	判 定		
渡り廊下棟	Is 値	建築物としての目標耐震性能値「0.6」に対し、「0.405」 (前回結果(H9) : 0.36) → 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。		
		【耐震性能値 (Is 値)】		
		階	X 方向	Y 方向
		3	1.177	0.768
		2	0.514	0.686
		1	0.405	0.527

④ 耐震診断結果のまとめ

耐震再診断の結果、**議会棟**について震度 6 強の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高く、**渡り廊下棟**についても倒壊又は崩壊する危険性があることが明らかになりました。

知事局棟においては、より精緻な診断である構造計算（時刻歴地震応答解析）の結果をふまえ、震度 6 強の地震動で局所的に顕著な損傷が生じるが、倒壊する危険性は低いという判定となりました。

しかしながら、いずれも現行法の耐震基準及び災害防災拠点としての耐震性能を有していないことから、早期に対応を検討していく必要があります。

【耐震診断結果のまとめ】

棟	判 定	
知事局棟	震度 6 強の地震動で局所的に <u>顕著な損傷が生じるが</u> 、倒壊する危険性は <u>低い</u>	現行の耐震基準及び防災拠点としての耐震基準を満たしておらず、耐震改修が必要
議会棟	震度 6 強の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が <u>高い</u>	
渡り廊下棟	震度 6 強の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が <u>ある</u>	

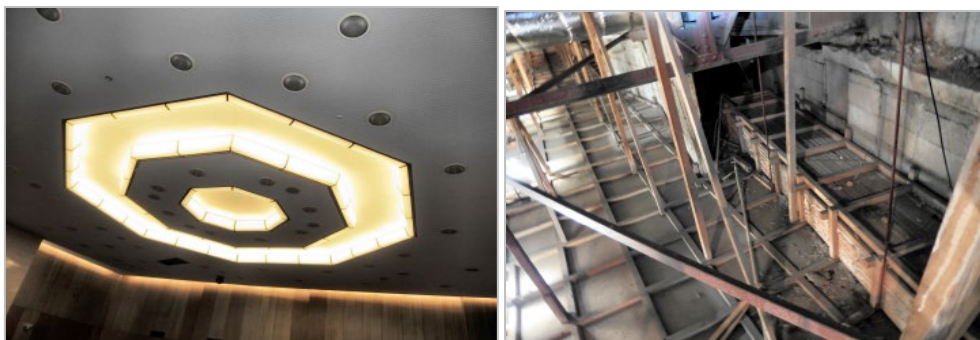
ウ 非構造部材※の耐震性能

平成 27 年度に実施した劣化診断において、庁舎の非構造部材に係る耐震性能について確認を行った結果、多くの箇所で耐震安全性が不足していることが明らかとなりました。

特に、議場の天井は大地震発生時に落下の危険性がある「特定天井」（建築基準法上国土交通省告示第 771 号）に該当するため早期の改善が必要となります。

その他、大地震発生後、コンクリートブロック下地の間仕切り壁の転倒や事務室等の天井の落下、窓ガラスの飛散、建具の変形等の恐れがあり、二次災害の防止や防災拠点としての業務継続性の観点から対策が必要となります。

【写真：議場天井と天井裏】



※非構造部材

床、壁、天井などの構造躯体によらない内外装材など、構造体と区分された部分を指します。

エ 建築設備の耐震性能

同じく、平成 27 年度に実施した劣化診断において、建築設備に係る耐震性能について確認を行った結果、多くの箇所で耐震安全性が不足している結果となりました。

① 電気設備

各種盤類の耐震支持、落下物や電気室への浸水に対する被害防止措置の不足、電源システムの二重化や、移動電源車への接続対応等による信頼性の向上の必要性が指摘されています。

② 機械設備

受水槽の耐震性能の不足、各種配管、機器類の耐震支持、振れ止めの不足が指摘されています。また、機能の停止が許されない室の配管からの漏水の発生についても懸念があります。

オ 防災拠点として必要な耐震性能

県庁舎は防災拠点として、大地震動後においても建築物や設備を継続使用する必要があります。耐震化にあたっては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日 国営計第126号）」に基づく耐震安全性の分類において、**構造躯体「Ⅰ類」、非構造部材「Ａ類」、建築設備「甲類」**の性能が求められます。

【官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づく耐震安全性の分類】

	分類	耐震安全性の目標	主な対象施設
構造躯体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	災害応急対策活動に必要な官庁施設及び危険物を貯蔵又は使用する官庁施設のうち特に重要な施設 (官公庁、病院、消防署、警察署等)
非構造部材	Ａ類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止に加えて十分な機能確保が図られている。	災害応急対策活動に必要な官庁施設及び危険物を貯蔵又は使用する官庁施設
設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	災害応急対策活動に必要な官庁施設及び危険物を貯蔵又は使用する官庁施設

(3) 防災面の課題

ア 既存不適格※

昭和 40 年の現庁舎の竣工以降、建築基準法、消防法、バリアフリー法、建築物省エネ法など各種法律等の改正により**現行の基準を満たしていない項目**が多数あり、その多くは地震や火災等に係る防災性能に係る内容であることから、これらの解消に努めていく必要があります。

なお、増改築や大規模修繕等を行う場合、原則現行法に適合させる必要があります。

※既存不適格

建築物の竣工時点では法に適合していたものの、その後の法改正により、現行法に適合していない状態となっているもの。

【県庁舎の主な既存不適格項目 (H27 劣化診断調査)】

	項目	現状	該当箇所
建築 基準法	特定天井	耐震措置なし	議場天井
	防火区画	形成されていない	壁、防火戸、昇降機等
	防火戸	くぐり戸、危害防止装置なし	防火戸
	排煙区画	形成されていない	建具、執務室、EV ホール 等
	排煙設備	未設置	サッシ
	エレベーター	防火、遮煙なし 非常用エレベーター未設置	エレベーター
消防法	スプリンクラー	未設置	11 階以上階
	連結散水設備	未設置	地階
	特殊消火設備 (ガス)	未設置	ボイラー室
	総合操作盤	未設置 (防災設備を一元制御するもの)	中央監視室 等
バリアフ リー法	点字ブロック	未設置	階段周り
	手すり	未設置	階段周り等
附置義務 駐車場	駐車台数	不足 (現延べ面積に対し 180 台 必要。現在 139 台)	駐車場

イ 対浸水性能

内丸地区の過半は中津川の氾濫による洪水浸水想定区域に該当します。県庁舎の敷地は浸水想定から外れていますが、0.0～0.5mの浸水想定エリアとの境界上にあることから、想定最大規模の洪水が発生した際には地下への浸水を想定することも検討が必要となります。地下には電気室及び機械室など重要設備があることから、防災拠点として浸水に対する対応が求められます。

【想定最大規模の洪水浸水想定区】



(出典：国土地理院 重ねるハザードマップ)

ウ ライフライン

① 電力供給

岩手県災害時業務継続計画【本庁舎版】では、地震発生から電源復旧まで1週間程度の電力供給の中断を想定しています。県庁舎では自家発電設備2台を備え、72時間稼働できることとしています。配線ルートが二重化されておらず、移動電源車の接続もできないことから、電力供給の並列化・冗長化等の対策が必要となります。

その他、パッシブデザインの導入による自然エネルギーの効率利用や太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入についても検討が必要です。

② 上下水道

庁舎への給水は、地上の受水槽から屋上にある高架水槽へ揚水ポンプでポンプアップされた後、自然流下により各所へ給水されています。断水時には、通常使用量で2日間程度は受水槽の残留水による継続給水が可能です。それ以降は完全断水となるため、必要となる水量を見込んだ水槽等の計画が必要となります。

下水道は、地震発生後1か月程度使用できない想定であり、緊急時において排水を放流できないことを考慮すると、**非常時用の排水槽が必要**となります。

【ライフラインの被害想定（岩手県災害時業務継続計画【本庁舎版】より）】

項目	被害予想	復旧見込み
電気	電柱の傾倒や断線等により、外部からの電力供給が中断する可能性が高い。	1週間程度で復旧すると見込まれる。
上水道	停電や管路被害等により、断水する可能性が高い。	数日間から半月程度で復旧すると見込まれる。
下水道	断水等の影響により、使用できない可能性がある。	1か月程度で復旧すると見込まれる。
ガス	安全装置の作動やガス管の損傷等により、ガスの供給が中断する可能性がある。	数日間から1か月程度で復旧すると見込まれる。
電話	○ 断線や中継局の倒壊等により、一部の地域では不通となる。 ○ 固定電話と携帯電話は、発災後5日間程度は繋がりにくい。	道路等の損傷状況にもよるが、作業車両が動ける状態であれば、数日間で復旧すると見込まれる。

エ 災害応急対策活動の場の確保

災害発生時に県庁舎が継続使用できる状態にあれば、県の災害対策本部は本庁舎3階第1応接室、災害対策本部支援室は4階の4-1及び4-2会議室に設置されることから、国、自衛隊、警察、消防DMATなどの関係機関の常駐スペースの確保が必要となります。

また、災害発生時に避難者を受け入れる、一時避難先としての機能、非常物品の備蓄場所についても検討が必要です。

これら災害応急対策活動に係る場について、十分なスペースや機能が確保できているか、今後検証が必要となります。

(4) バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応

県庁舎では、点字案内板や多機能トイレの設置などの対策を実施してきたものの、庁舎の床面積や仕様など様々な制約があるため、階段周りの点字ブロックや手すりの設置、移動経路のユニバーサル化などが未対応となっているところです。

高齢の方、障がいのある方、乳幼児連れの方、日本語に不慣れな方などはもちろんのこと、全ての人が使いやすいと感ずることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備を検討していく必要があります。

(5) 老朽化に係る課題

これまで、県庁舎の老朽化に対し、庁舎の機能維持に最低限必要な工事を行いながら維持修繕を実施してきましたが、**執務を継続しながらでは困難な工事はこれまで実施できていません。**

平成 27 年度に実施した劣化診断の結果、特に**設備の経年劣化が深刻**であり、今後、施設として機能しないことも想定されることから、総合的な改修が必要とされました。

また、設備の老朽化、機能の陳腐化により、県庁舎の一次エネルギー(設備機器のエネルギー)の消費量は、平成 27 年時点基準値の 1.8 倍消費、外皮性能も 1.5 倍の熱負荷が生じており、**省エネ法に不適合**であるとされたことから、**時代の要請に沿った長寿命化改修を検討**していく必要があります。

【劣化診断の状況(H27 劣化診断調査)】

項目	調査結果			
建築	・使用年数に相応して全体的に劣化が進んでいる。 ・断熱性能は現在の標準設計と比べると著しく低い。			
設備	・経年劣化による機能低下等が進行していることから総合的な改修が必要。			
	【主要設備の経過年数】			
	設備種別		令和 6 年現在の の経過年数	法定耐用年数 (国税庁)
	電気設備	受変電設備	21 年	15 年
		自家用発電設備	21 年	15 年
	機械設備	受水槽	30 年	15 年
		消火栓・配管類	32 年	15 年
ボイラー設備		27 年	15 年	
省エネ	・一次エネルギー(設備機器のエネルギー)消費量は現行基準値の 1.8 倍となっている状況。外皮の断熱、日射遮蔽性能は基準値の 1.5 倍の熱負荷が生じている。			
		一次エネルギー 消費量[GJ/年]	PAL * (外皮性能) [MJ/㎡年]	
	計算値 : A	94, 141. 2	653	
	基準値 : B	50, 993. 7	430	
	比率 A/B (%)	184. 6	151. 9	

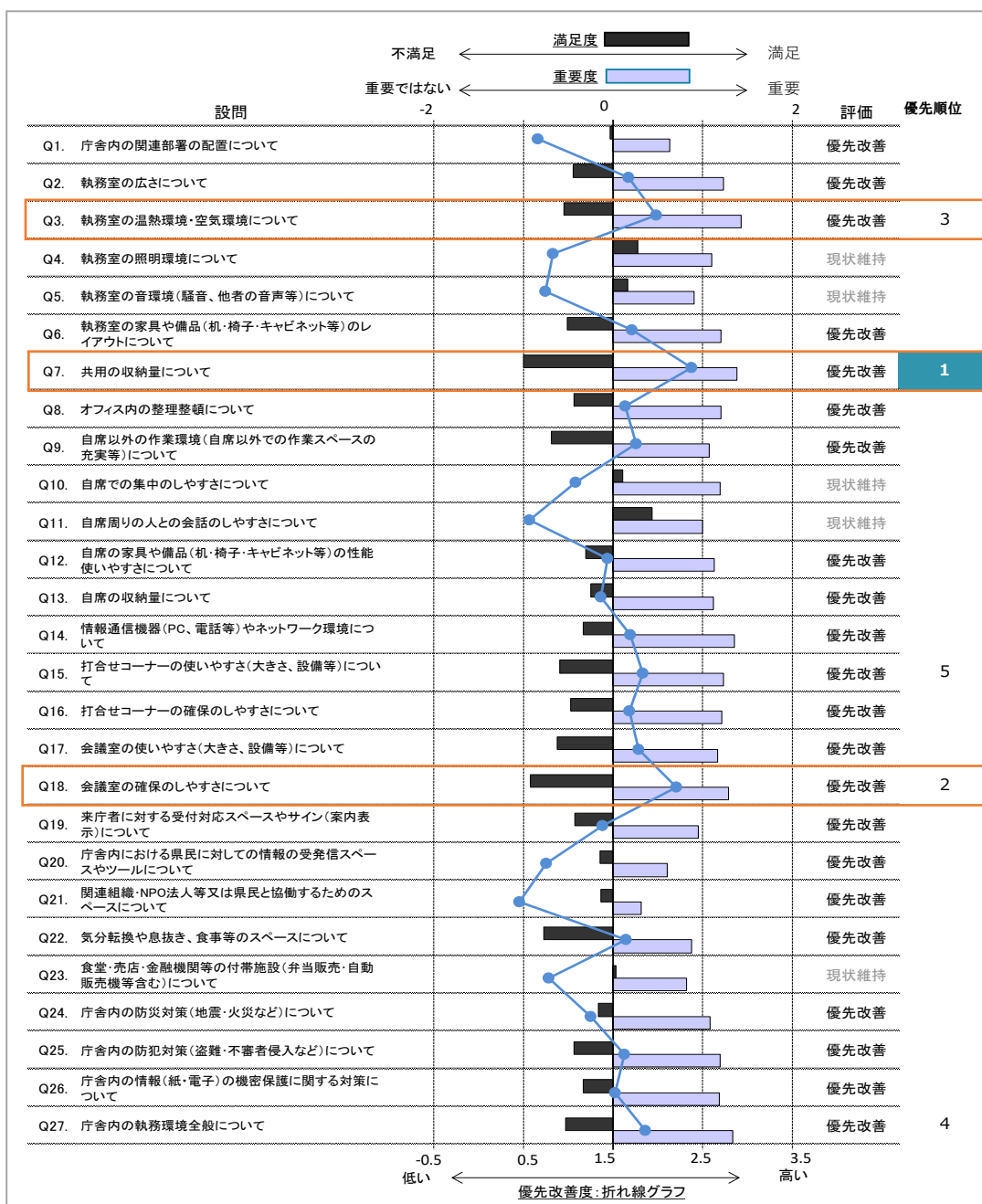
(6) 執務環境等の課題

ア 職員満足度

令和2年度に実施した執務環境等調査では、県庁舎に勤務する職員に対し執務環境の満足度と重要度を評価するアンケートを行い、改善が必要とされる項目について調査を行いました。

その結果、「共用の収納量」、「会議室の確保のしやすさ」といったスペースの不足に関すること、「執務室の温熱環境・空気環境」といった快適性に関する項目について優先改善が必要な項目としてあげられました。

【県庁舎の執務環境に係るアンケート結果】



イ 県庁舎の必要面積

同調査ではアンケート以外にも、文書量や物品量、会議室の使用状況等について調査を行い、県庁舎に**本来必要とされる面積の算定**を行いました。

算定の結果、**必要面積は最小約 52,000 m²～最大約 81,000 m²**とされるのに対し、**現庁舎は約 14,000 m²～43,000 m²程度不足**があり、執務室は狭隘な状況であるとされました。

しかしながら、令和2年の調査時点からコロナ渦を経て、モバイル端末や電子決裁システムの導入、リモートワークやウェブ会議の拡充等、県職員の働き方も大きく変化していることを考慮し、執務環境や必要面積について検討を深める必要があります。

必要とされる面積を確保できない場合、働き方のさらなる変革や執務室の面積効率の向上により、多様で快適な執務環境へ改善していく必要があります。

【R2 執務等環境調査業務結果に基づく必要面積】

(単位：m²)

種別	現庁舎面積 ①	総務省 基準面積	必要面積 (最小値) ②	必要面積 (最大値) ③	不足面積 ②－①～ ③－①
執務室	13,211.6	19,942.0	15,262.5	16,459.3	2,050.9 ～3,247.7
県民サービス 機能	2,480.0	32,784.4	2,480.0	5,969.7	0 ～3,489.7
共用エリア	8,461.2		16,755.5	33,792.8	8,294.3 ～25,331.6
その他エリア (会議室・倉庫等)	6,874.9		10,880.8	16,069.3	4,005.9 ～9,194.4
議会棟	6,612.1	2,400.0	6,612.1	8,665.0	0 ～2,052.9
合計	37,639.8	55,126.4	51,990.9	80,956.1	14,351.1 ～43,316.3

【必要面積の算定方法】

- ・執務室面積は、個人デスクサイズ（最大値 1400 mm、最小 1200 mm）から導いた一人当たり面積、7.19 m²/人（最大値）、6.88 m²/人（最小値）をもとに算出。
なお、現況の一人当たり面積は 5.55 m²/人。
- ・県民サービス機能、共用エリア、議会棟などについては、他県庁舎の基本計画時点の延べ面積をもとに、職員数又は議員定数の比で算出。
- ・会議室面積は、利用率 30%（最大値）、40%（最小値）で算出。

(7) その他の課題

県庁舎が立地するエリアは、昭和 32 年に「内丸団地」（約 6.97ha）として「一団地の官公庁施設」※に指定されており、建ぺい率 40%以下、容積率 100%以上等の建築制限があります。

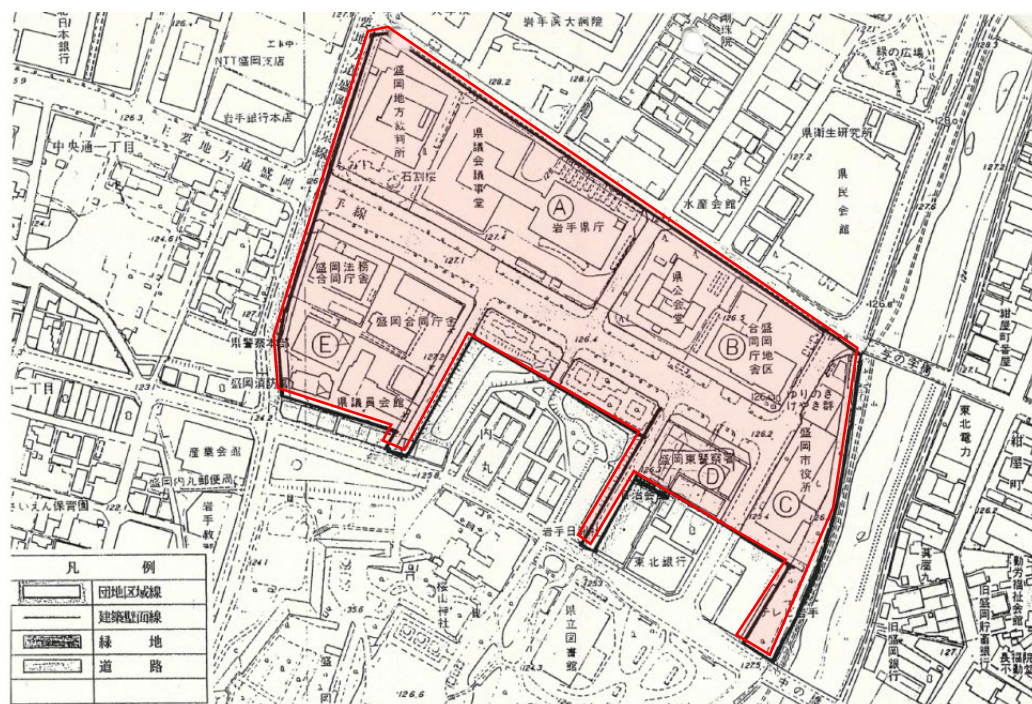
県庁舎の敷地に対する建ぺい率は既に上限に達していることから、**現在の建築面積以上の増築は困難**な状況となっています。

このため、改修や建替によって違いはあるものの、同地区の整備で必要面積が不足する場合は、内丸地区周辺にある他の県有施設の有効利用についても検討していく必要があります。

また、内丸地区再整備基本計画（（仮称）内丸プラン）中間取りまとめ（盛岡市）では、内丸プランの目標（案）として、一団地の官公庁施設の在り方を見直し、機能強化を図ることについて言及されているところです。

内丸地区は、本県の行政・経済の中心地として、社会経済活動を牽引する役割が期待されており、同プランの策定には岩手県も参画しているところですが、引き続き、盛岡市や関係機関と連携しながら、内丸地区のあるべき将来像の実現に向けた検討を行っていく必要があります。

【一団地の官公庁施設の範囲】



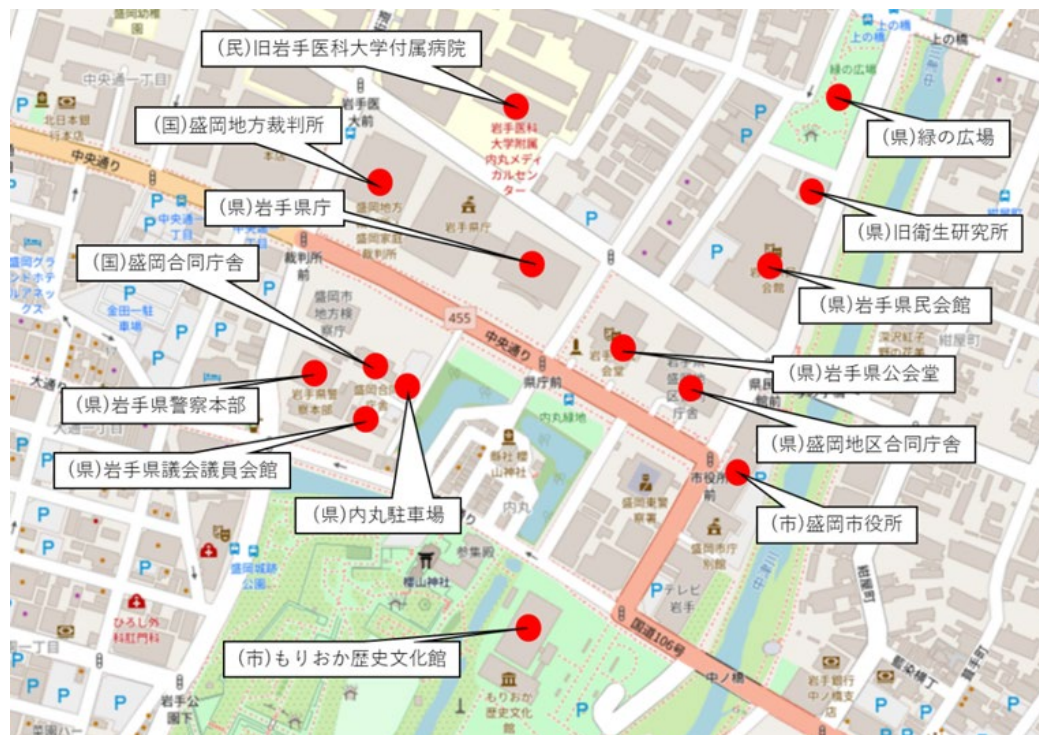
※ 一団地の官公庁施設

国の機関や公共団体の建物を機能に応じて一定の地区に集中配置し、市民の利便と公務の能率増進や建物の不燃化の促進、土地の高度利用を図る都市計画。「内丸団地」は旧都市計画法で全国第 1 号として決定したもの。

【参考】内丸地区の他の県有施設との関係

内丸地区には、複数の県有施設がありますが、このうち盛岡地区合同庁舎は、希望郷いわて国体・いわて大会や第73回全国植樹祭などの大型催事を所管する部局の執務室としても使用されてきたところであり、県庁舎の機能を補完する役割を果たしています。

また、同地区にある岩手県民会館と岩手県公会堂は、文化施設として広く県民に利用され、親しまれているところですが、県が主催する各種催事や講演、研修会等の会場にも使用されており、県の事務事業の円滑な遂行にも寄与しているところです。



© OpenStreetMap

第2章 県庁舎のあるべき姿

1 県庁舎を取り巻く環境

(1) 社会状況の変化

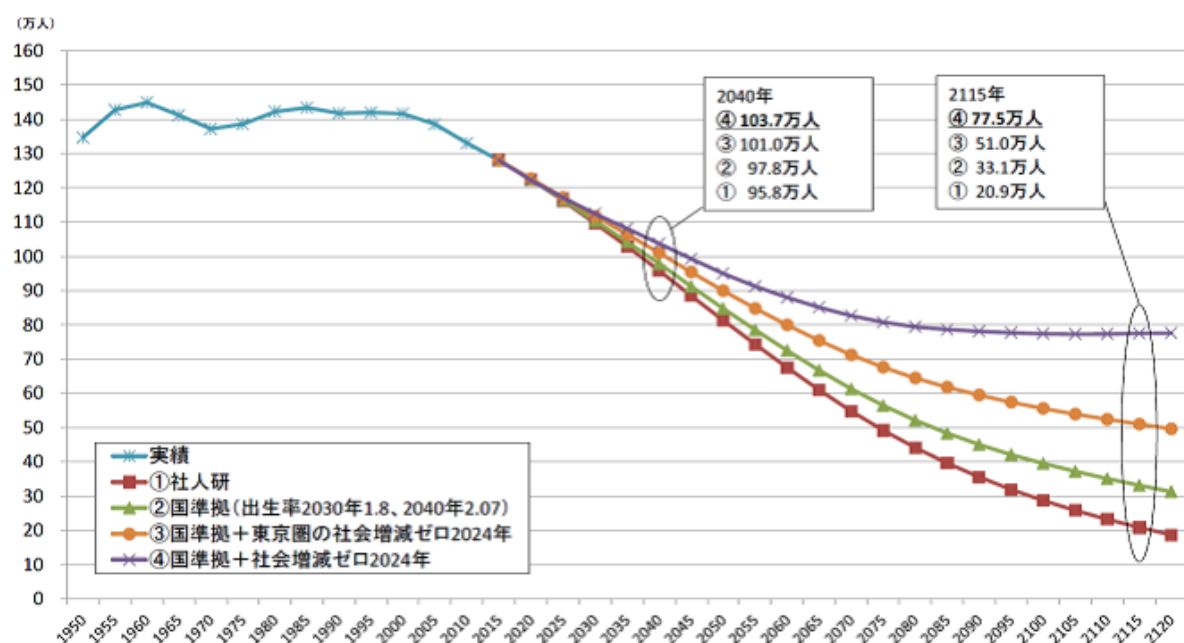
ア 岩手県人口ビジョン

岩手県は、戦前・戦後の一時期を除き、一貫して続いている社会減と、平成 11 年（1999 年）以降の自然減が相まって、近年では毎年 1 万人程度の人口減少が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年に公表した推計によると、岩手県の人口は 2040 年に 96 万人程度になると見込まれ、更にその後も減少を続け、2115 年には 21 万人程度まで減少すると試算されています。

これに対し、岩手県においては、出生率の向上と社会減ゼロを実現することによって、2040 年に 100 万人程度の人口を確保することを目指しています。この場合は、2115 年には概ね 80 万人程度で定常状態になると見込まれます。

【岩手県の人口の長期的な見通し】



出典：岩手県人口ビジョン（令和2年3月）

イ 直近の人口推計

本県の住民基本台帳人口は、令和5年（2023年）1月1日時点で118.9万人となっています。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所が、令和5年12月に公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によれば、本県の人口は令和5年（2023年）で118.9万人に対し、2050年には78.3万人、△34.2%の減になると推計されています。

(2) 公共施設整備に対する環境の変化

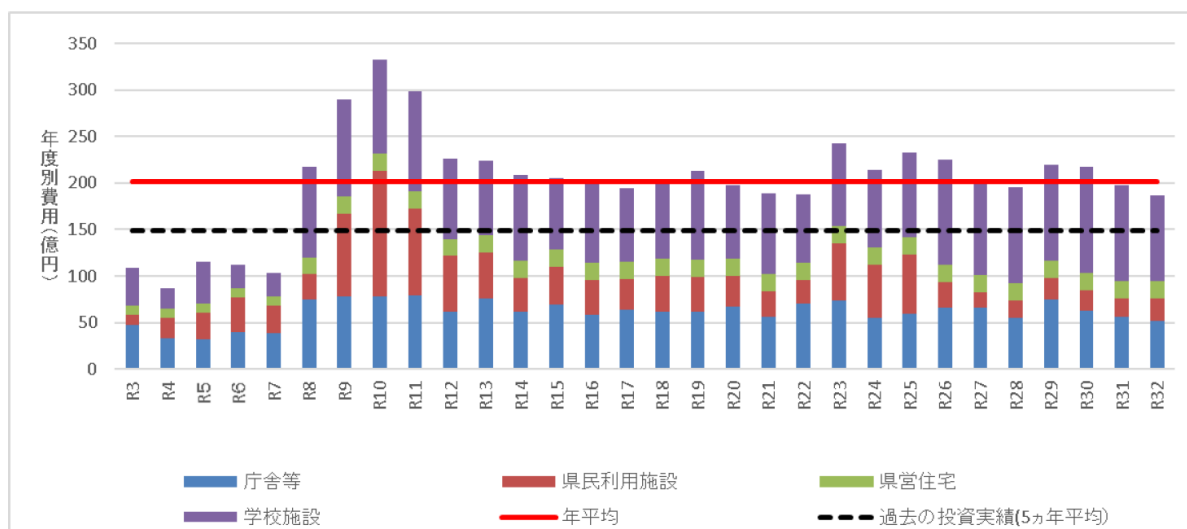
ア 施設の老朽化

岩手県では、高度成長期から昭和 50 年代を中心に社会情勢や県民ニーズの変化に対応して、数多くの公共施設を建設し、各種の公共サービスを提供してきました。

現在、これら公共施設の老朽化が進んでおり、今後、大量に大規模改修・更新の時期を迎え、令和 3 年度から 32 年度までの 30 年間で 6,050 億円、年 202 億円程度と多額の経費が見込まれます。

また、岩手県が保有する公共施設で、令和 2 年度現在において建設後 50 年以上経過しているものは 10%程度となっていますが、30 年後にはその割合が約 77%になることが見込まれます。

【今後 30 年間の経費の見込み（公共施設）】



〔出典：岩手県公共施設等総合管理計画（令和 4 年 7 月改訂）〕

【建設後 50 年以上経過する施設（延べ面積）の割合】

施設類型	令和 2 年度現在	令和 12 年度 (10 年後)	令和 22 年度 (20 年後)	令和 32 年度 (30 年後)
庁舎等	17%	38%	59%	86%
県民利用施設	9 %	22%	47%	68%
県営住宅	3 %	28%	51%	69%
学校施設	9 %	38%	61%	77%
全体	10%	34%	57%	77%

〔出典：岩手県公共施設等総合管理計画（令和 4 年 7 月改訂）〕

イ 利用需要の変化

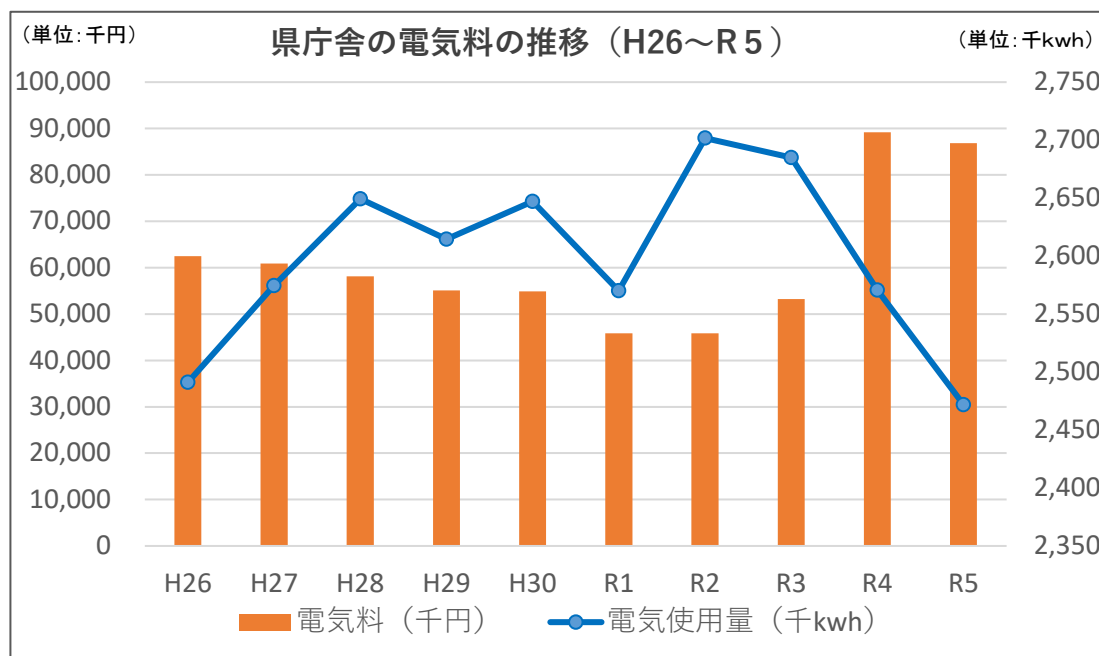
人口減少や少子高齢化に伴い、公共施設の利用需要が大きく変化していくことが見込まれており、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などに計画的に取り組んでいくことが求められています。

ウ 維持管理費の増加

エネルギーや原材料費、資材等の価格の高騰が続く中、公共施設においても光熱水費や修繕費などの維持管理費が増加傾向にあります。

省エネルギー対策の一環として、節電などに取り組んでいますが、これらの取組を上回るペースで光熱水費が上昇しています。

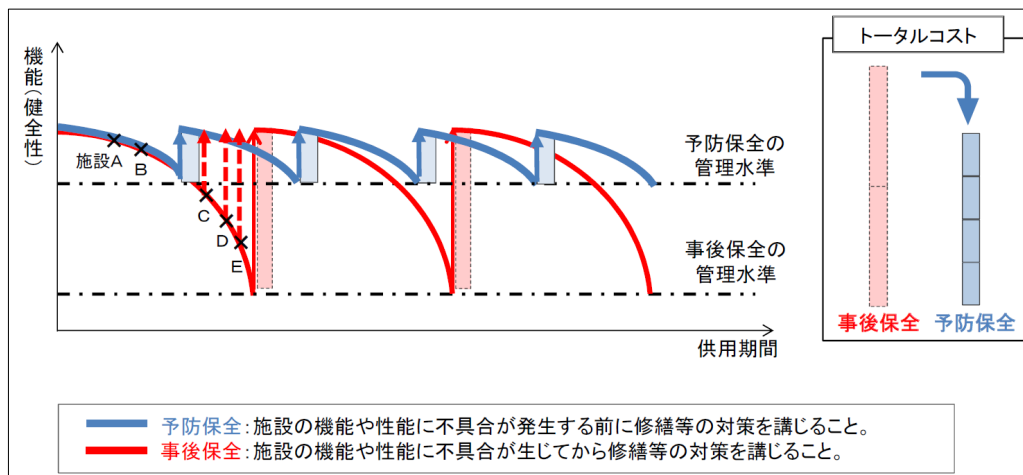
【県庁舎の電気料の推移】



エ 施設の長寿命化への対応

公共施設の長寿命化を図り、将来の維持管理・更新費用を可能な限り抑制していくため、施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全」から、施設に不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」への転換が求められています。

【事後保全と予防保全のメンテナンスサイクルのイメージ】



(出典:「予防保全によるメンテナンスへの転換について」(国土交通省 社会資本整備審議会 (令和2年12月3日資料))

オ 庁舎規模のダウンサイジング

他の自治体では、老朽化に伴う新庁舎建設の必要性を見極めるため、出勤率を4割に設定し、テレワークやオープンオフィス（間仕切りのないオフィス）、フリーアドレスを試行するなど、庁舎規模のダウンサイジングを検討する動きがみられます。

カ 公共施設等総合管理計画の推進

本県では、岩手県公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、公共施設等の計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、中長期的な視点に立った公共施設等のマネジメントに取り組んでいるところです。

この計画では、2024年度（令和6年度）までにおける公共施設に係る**県民1人当たりの負担額**を、過去5年間の実績を踏まえ、**12,000円以下**となるようコスト縮減・財政負担の平準化を図るほか、**2040年（令和22年度）**までに、学校施設を除く庁舎や県民利用施設などの**公共施設の延べ面積を85%程度（令和2年度比）**となるよう取組を進めることとしています。

【岩手県公共施設等総合管理計画に掲げる数値目標の達成状況】

数値目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共施設に係る県民一人当たり負担額 12,000円以下	11,101円 (決算ベース)	11,233円程度 (決算ベース)	11,400円程度 (予算ベース)
学校施設を除く公共施設の延べ面積 85%程度（令和2年度比）	2.8%減	3.2%減	—

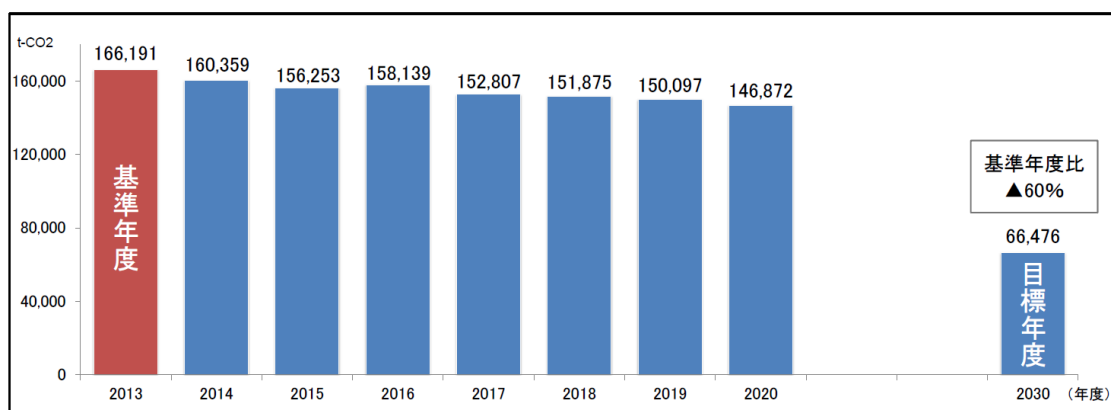
キ 脱炭素化等環境への配慮

2050 年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現に向けて、本県では、第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進などに取り組んでいます。

この計画では、県の事務事業における率優先的取組の目標として、**2030 年度までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 60%削減**することを掲げており、この目標の達成に向け、「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針（令和 5 年 10 月策定）」に基づき、新築建築物の ZEB 化、LED 照明の導入、太陽光発電の導入などに取り組むこととしています。

この基本方針の対象施設には県庁舎も含まれており、温室効果ガス排出量の削減目標を考慮しながら、耐震化の検討を進めていく必要があります。

【岩手県の事務事業における温室効果ガス排出量と削減目標値】



(出典：「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画（令和 5 年 3 月改訂）」)

ク 行政におけるDX

DX の進展に伴い、地方自治体では、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータ、生成 AI 等を活用し、住民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化により、貴重な人的資源を最適配置していくことが求められています。

本県では、「岩手県 DX 推進計画（令和 5 年 3 月）」に基づき、業務の効率化や行政サービスの向上を図るため、**AI や RPA の導入・利用促進、行政手続きのオンライン化、テレワークの推進、電子決裁・ペーパーレス化**などの取組を進めることとしています。

※DX：デジタル・トランスフォーメーションの略で、デジタル化を手段として、既存の価値観や枠組みを見直す変革を行い、課題解決や新しい価値を創造すること。

※RPA：ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、定型業務を自動化するテクノロジー。

ケ 働き方の見直し

庁内では、職員1人1台端末のノート型パソコンへの更新や、リモート接続を活用したテレワークシステム、サテライトオフィスの設置によるテレワーク環境の整備、電子決裁・文書管理システムの導入等に取り組んでおり、業務の効率化を図り、柔軟な働き方ができる環境の整備を進めています。

なお、国では、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、令和6年度から在宅勤務等手当（月額：3,000円）を支給しており、一部の自治体でも当該手当の創設の動きが見られることから、今後、全国の自治体でテレワークが普及していくことが見込まれます。

2 岩手県の今後の財政見通し

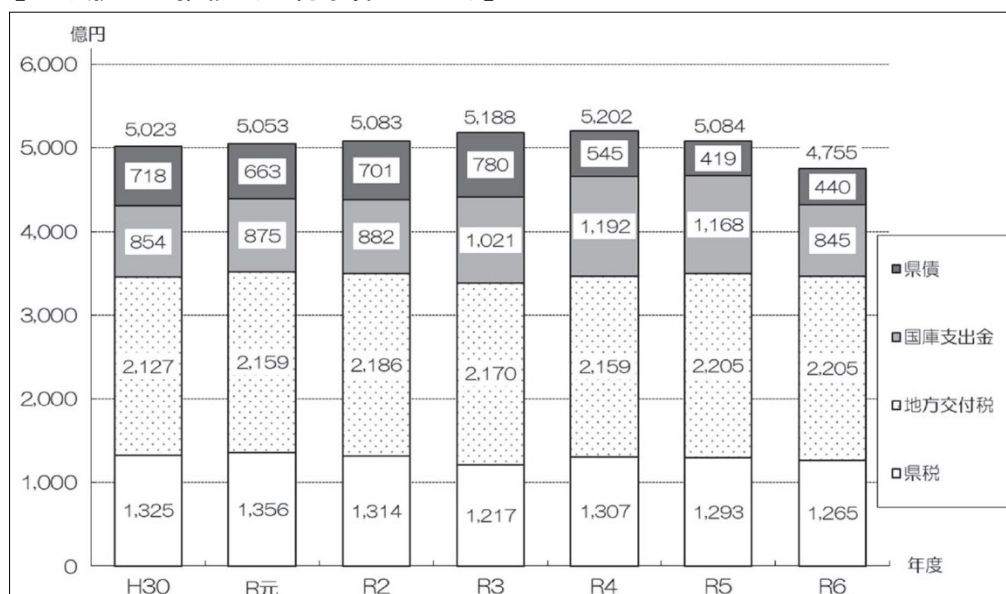
(1) 県財政の状況

ア 県の歳入

岩手県の歳入は、地方交付税や国庫支出金など、いわゆる依存財源の占める割合が大きく、県税等の自主財源比率は4割前後にとどまっており、国の地方財政計画の変動の影響を受けやすい財政構造となっています。

また、国の「経済財政運営と改革の基本方針2024」（いわゆる「骨太の方針」）によれば、地方一般財源総額は、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準が確保される見込みですが、本県においては、国勢調査人口等の減に伴う普通交付税の減少に加えて、人口減少に伴う県税等の減少の可能性もあり、**実質的な一般財源総額が毎年度減少していく見込み**となっています。

【主な歳入の推移（当初予算ベース）】



（出典）令和6年度当初予算（案）のあらまし（岩手県）

※1 県税、地方交付税、国庫支出金、県債（借換債を除く）の合計を表示。

2 通常分に係る主な歳入を計上。

イ 県の歳出

歳出については、他都道府県と比較しても突出した数の県立病院を運営するため、県立病院に毎年度 200 億円を超える繰出金を支出しているほか、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の自然増や、ピーク時より減少しているものの公債費が依然として高い水準にあることなどにより、**毎年度の財政運営において多額の財源不足が発生しています。**

(2) 中期財政見通し

岩手県では、中長期的な視点に立った財政運営上の指針とするため、現行の地方財政制度を踏まえ、一定の前提条件のもとで機械的に試算した財政シミュレーションである中期財政見通しを毎年度、作成・公表しています。

令和 6 年 9 月に公表した「岩手県中期財政見通し（令和 6 年度～令和 10 年度）」では、歳入について、国マクロベースの地方一般財源総額が、R 9 年度まで R 6 年度と同水準が実質的に確保される一方で、本県においては、人口減少等を背景とした普通交付税の減少に伴い、**実質的な一般財源総額が毎年度減少していく可能性があります。**

一方、歳出については、給与改定や定年引上げによる人件費の増加や高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加のほか、金利上昇に伴い公債費も増加が見込まれます。

その結果、R 7 年度以降 99～190 億円程度の財政収支ギャップが生じ、その全額を**財政調整基金の取崩し**により対応した場合、**当該基金の残高は R 9 年度には枯渇する**など、本県を取り巻く財政状況は一層厳しさを増す見込みです。

【中期財政見通しの試算結果】

(単位:億円)

		R6 当初予算	R7	R8	R9	R10	R6→10	傾向
通常分	歳入 A	6,420	6,465	6,542	6,459	6,446	26	↗
	(人口減少による影響額: 対 R6)		▲ 15	▲ 34	▲ 51	▲ 68	▲ 68	↘
	実質的な一般財源 (県税等+交付税等+臨財債-税交付金)	3,794	3,821	3,810	3,796	3,782	▲ 13	↘
	歳出 B	6,499	6,564	6,679	6,631	6,635	137	↗
	収支 A-B C	▲ 79	▲ 99	▲ 137	▲ 172	▲ 190	▲ 111	↘
	財政調整基金年度末残高 D	230	177	84	▲ 43	▲ 187	▲ 417	↘

(出典) 岩手県中期財政見通し（令和 6 年度～令和 10 年度）

(3) 財政目標

毎年度の財政運営において、多額の財源不足が発生している場合や経常的経費、義務的経費に係る負担が相対的に高くなると、財政の硬直化を招き、時代の変化に即応した柔軟な予算編成や施策の展開が困難になるとともに、災害等の突発的な事案への適切な対応ができなくなる可能性があります。

本県では、持続可能な行政サービス提供体制を維持していくため、行財政運営の指針となる4つの財政目標を設定し、毎年度の予算編成等においてその達成状況等を検証・公表しています。

ア 令和10年度当初予算までに収支均衡予算を実現

歳入歳出両面における行財政改革の着実な取組の推進により、令和10年度当初予算までに収支均衡予算（財政調整基金の取崩額ゼロの状態）の実現を目指します。

イ 公共施設に係る県民1人当たりの負担額12,000円以下の水準を維持

公共施設等の適正管理の推進にあたってはコスト縮減・財政負担の平準化を図ることが必至であり、令和6年度までの公共施設に係る県民1人あたり負担額12,000円以下の水準を維持することを目指します。

ウ プライマリーバランスの黒字維持

持続可能な行財政運営にあたっては、現役世代と将来世代の適正な受益と負担を図りつつ、将来世代に健全な財政基盤を引き継いでいく必要があることから、令和10年度当初予算までプライマリーバランス（PB）について黒字化を維持することを目指します。

エ 財政調整基金の現行水準（令和2年度残高177億円）の維持

持続可能な行財政運営のためには災害等の予測できない財政需要への備えが必要であり、財政調整基金は一定程度を確保することが望ましいことから、その現行水準（令和2年度残高177億円）を維持することを目指します。

(4) 持続可能な行財政運営

令和4年9月に取りまとめた「持続可能で希望ある岩手を実現するための行財政改革に関する報告書」では、本県の中長期的な行財政構造の特徴や課題の分析等を踏まえ、人口減少や少子高齢化という構造的課題に真正面から立ち向かっていくため、人口減少対策の強化や、より質の高い医療や学びを提供していくための方策、持続可能な行財政基盤の構築に向けた方策などを盛り込んでいます。

これらの方策の実現に向けては、現役世代と将来世代の受益と負担について適正なバランスを保ちつつ、着実に健全化を図ってきた行財政基盤を将来世代により健全な形で引き継いでいくことが必要であり、そのためには、将来にわたって時代の変化に即応して新たな政策課題への柔軟な予算措置を実施できるように、県債残高の引下げ等による将来世代の負担の軽減などを通じて、多額の公債費負担等による財政運営の硬直化を招かないような状況を維持していくことが必要です。

3 県庁舎整備で目指すもの

(1) 県庁舎のあるべき姿

県庁舎の整備にあたっては、現庁舎が有する課題の改善を目指すとともに、県庁舎として求められる機能や規模等について、デジタル化や働き方改革の動向、脱炭素化の進展など社会状況の変化への対応など、中長期的な視点を踏まえた基本方針をあるべき姿として設定しました。

ア 防災拠点として安全・安心な庁舎

地震や風水害をはじめとする様々な危機を想定し、防災拠点として県民の安全・安心を守る、高い耐震性と安全性を備えた庁舎を目指します。

<想定される対応>

- ・ 職員の安全のみならず、県民の安全・安心な暮らしを支えるため、防災拠点として必要な耐震性能を満たすこと。
- ・ 災害時、ライフラインの途絶時でも一定期間業務が継続できるよう危機管理機能を確保すること。
- ・ 建築物・設備の既存不適格は、可能な限り解消に努めること。

イ 環境に配慮した長寿命な庁舎

脱炭素化や省エネルギー・省資源対策を推進し、環境に優しく、長寿命な庁舎を目指します。

<想定される対応>

- ・ 環境負荷を低減するため、先進的な技術の導入や自然エネルギー等様々な技術の活用により脱炭素化を図るとともに、エネルギー消費量の削減をすること。
- ・ 定期的な保守点検や建築設備の維持管理、機器の更新等を考慮した計画により、建物の長寿命化を図ること。

ウ 様々な主体が協働する拠点として、県民に親しまれ愛される庁舎

県内外の様々な主体が協働する拠点として、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が利用しやすく、広く親しまれる庁舎を目指します。

<想定される対応>

- ・ 県民、団体、企業、教育機関など県内外の様々な主体が協働する拠点として、県民に親しまれ愛される庁舎とすること。
- ・ ユニバーサルデザインやインクルーシブの考え方を取り入れながら、誰もが安全で利用しやすい庁舎にすること。

- エ 将来の変化に柔軟に対応し、職員が働きやすく、県民福祉の向上に資する庁舎
人口減少やD Xの進展、働き方の見直しなど、社会経済情勢の変化にフレキシブルに対応し、職員が働きやすく、県民福祉を向上させる庁舎を目指します。

＜想定される対応＞

- ・ 職員がその能力を十分に発揮でき、心身ともに健康な状態（ウェルビーイング）で働くことのできる執務環境を整備することで、県民福祉を向上させる庁舎とすること。
- ・ 人口減少に伴う職員数の減少や庁内D X、働き方の見直しなどを踏まえ、必要な機能を備えつつ、コンパクトな庁舎規模とすること。

(2) 議会棟のあるべき姿

ア 議会施設の概要

延べ面積	6,612.1 m ² (うち議会棟 5,478.8 m ² 、うち渡り廊下棟 1,133.3 m ²)
議会棟関係室	議場 傍聴席 委員会室 7 (議運室 1、委員会室 5、特別委員会室 1) 会派控室 9 議会図書館 特別閲覧室
岩手県議会議員	48 名 (定数・県内 14 選挙区)
議会事務局職員	32 名
傍聴席	本会議場の傍聴席：133 席 (車いす、盲導犬同伴も可) 各委員会：5 席～9 席
その他	・ 議会棟 1 階玄関ホールで、県議会の歴史や、議事堂の変遷等のパネル展示を行っている。

※ 上記のほか、内丸地区には、議員の執務室や宿泊施設の機能を備えた**議員会館**があります。

【本会議場】



- ①議長席
- ②演壇
- ③質問者席
- ④議員席
- ⑤執行部席
- ⑥議会事務局長席

イ 東北6県の県議会の比較

	岩手県	青森県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
人口※ ¹	121.1 万人	123.8 万人	230.2 万人	96.0 万人	106.8 万人	183.3 万人
延べ面積	6,612 m ² ※ ²	8,350 m ²	16,288 m ²	10,254 m ²	※ ³	※ ⁴
議員定数	48 人	48 人	59 人	41 人	43 人	58 人
委員会室	7 部屋	7 部屋	8 部屋	8 部屋	7 部屋	8 部屋
常任委員会数	5 委員会	6 委員会	6 委員会	6 委員会	6 委員会	6 委員会
議員会館 (宿泊機能有)	あり (2,401 m ²)	なし	なし	なし	なし	なし

※¹ 「人口」については令和2年の国勢調査の実施結果より

※² 岩手県の延べ面積は、議会棟 5,478.8 m²と渡り廊下棟 1,133.3 m²の合計値

※³ 山形県の延べ面積は非公表となっている。

※⁴ 福島県は、知事局棟と議会棟が一体のため、議会に限定した延べ面積は積算していない。

ウ 議会施設の在り方

① 趣旨

県議会は、地方自治法及び岩手県議会基本条例（平成20年12月12日条例第72号。以下「基本条例」という。）に基づく議決機関であり、二代表制の下、知事をはじめとする執行機関から独立し、対等の立場として、相互に牽制しつつ、互いに協力して県政運営を担い、県民福祉の向上と県勢の発展に寄与することを目的に設置されています。

県議会の役割としては、議会活動や議員活動、県民参加の機会の充実等があり、これらの機能に対応した施設を確保する必要があります。

② 県議会の役割及び施設・機能の配置

1) 議会活動

県議会は、議会に提出された議案の審議・審査のほか、政策立案・政策提言などの役割を担っており、円滑かつ効率的な議会運営のため、議場や委員会室等は、必要な広さが確保され、隣接して配置されることが必要です。

2) 議員活動

議員は、本会議や委員会等への出席のほか、県の政策形成に関わる調査研究、企画・立案、提言、住民との意見交換、議案調査などの役割を担っており、円滑かつ効率的な議員活動のため、議員控室等を議場に隣接して配置することや、図書室や会議室の設置など、議員の調査研究や研修活動等への配慮も必要です。

3) 県民に開かれた議会

県民に開かれた議会として、本会議・委員会の公開や、県民からの意見聴取、議会と県民との意見交換など、県民参加の機会充実の確保が求められることから、傍聴席や面会室、会議室などは県民が利用しやすい配置や広さであることが必要です。

③ 検討の進め方

具体的な整備内容については、上記の役割や将来の人口減少の見通しを踏まえつつ、県議会からの意見等を踏まえ、必要な施設・機能を検討していきます。

また、県政を効率的かつ効果的に推進していくためには、議会棟と知事局棟は隣接して配置される必要があることから、県庁舎整備においては一体的に検討を進めていきます。

第3章 職員数の見通しと想定される庁舎規模

1 職員数の見通し

(1) 趣旨

県庁舎の整備は、その規模・機能に応じて、必要となるコストが多額になることが見込まれることから、「公共施設等の適正管理」と「持続可能な財政運営」という、相反する2つの観点から、過大とならない庁舎規模を検討していく必要があります。

庁舎規模の検討に当たっては、人口減少や職員数の見通し、DXの進展等による影響を考慮する必要がありますが、民間のシンクタンクによれば、デジタル化の進展で23%程度の職員体制の縮小が可能との試算が示されているところです。

これらを踏まえ、以下では**庁舎規模の検討に当たって重要な要素となる知事部局の職員数を試算**するものです。

(2) 試算条件

現在の県庁舎は、改修を行えば、概ね30年程度は使用可能とされていることから、**30年程度先の2050～60年における職員数（会計年度任用職員等を除く）の見通し**を以下の3つの方法により試算します。

【試算①】

総務省の「定員モデル」を用いて、県の人口ビジョンの目標値である**人口100万人が維持**されると仮定した場合の職員数を試算

【試算②】

総務省の定員モデルを用いて、国立社会保障・人口問題研究所の**R5推計値である人口78.3万人まで減少**すると仮定した場合の職員数を試算

【試算③】

1970年（昭和45年）から2023年（令和5年）までの職員数の**長期トレンド（近似曲線）**から**2060年の職員数**を試算

ア 総務省の「定員モデル」

総務省の「定員モデル」は、一般行政部門を対象に、地方公共団体の部門ごとの職員数と、その職員数と相関関係が強い説明変数（各種統計データ）を用いて、多重回帰分析の手法によって、それぞれの団体における平均的な試算職員数を部門別に算出できる参考指標です。

昭和58年度から、地方公共団体に情報提供を開始しており、その後改定を繰り返し、現在は第10次定員モデルとなっています。

イ 定員モデルによる推計

総務省の「定員モデル」を用いた職員数の推計に当たっては、令和5年度の基礎数値をベースに、人口と関連する基礎数値を人口減少率で割り落としたうえで算出しています。

＜人口と関連する基礎数値の例＞

- ・ 税務部門（自動車登録台数） ・ 民生部門（生活保護受給世帯）
- ・ 商工・労働部門（第3次産業者数） ・ 農業部門（農家数） など

ウ 近似曲線による推計

総務省の定員モデルによる推計とは別に、1970年（昭和45年）から2023年（令和5年）までの職員数をもとに、近似曲線を引いて2060年の職員数を試算しています。

なお、平成15年度から平成18年度までの「行財政構造改革プログラム」に基づく職員数急減による影響を緩和するため、同期間の職員数は、平年度の職員数の減少ペースに合わせて補正を行っています。

【2050～2060年の職員数の試算条件】

		総務省の定員モデル		実績に基づく推計
		【試算①】 人口100万人を維持 (県人口ビジョン)	【試算②】 人口78.3万人に減少 (社人研のR5推計値)	【試算③】 職員数長期トレンド (近似曲線)
試算方法	人口に関連する基礎数値	R5人口118.9万人に減少率(△15.9%)を乗じて割り落とし	R5人口118.9万人に減少率(△34.2%)を乗じて割り落とし	
	人口に関連しない基礎数値	R5基礎数値を横置き	R5基礎数値を横置き	
	近似曲線			1970年から2023年までの職員数の推移に、近似曲線をプロットし、2060年の職員数を推計

(3) 試算結果

試算条件をもとに推計すると、2050～60 年における本県の知事部局の職員数（本庁以外の職員数を含む）は、下記の表のとおり、3,500 人から 4,000 人程度の範囲内に収まると見込まれます。

なお、人口減少下における職員確保の可能性やD Xの劇的な進展など、見通し難い様々な要素があることを踏まえると、職員数が大幅に減少するシナリオも想定しておくことが必要と考えます。

【2050～2060 年の職員数の試算結果】

試算方法	総務省の定員モデル				実績に基づく推計	
	【試算①】 人口 100 万人を維持 (県人口ビジョン)		【試算②】 人口 78.3 万人に減少 (社人研の R5 推計値)		【試算③】 職員数長期トレンド (近似曲線)	
知事部局の職員数見込 令和 5 年度の職員数 : 4,310 人 うち本庁 1,652 人 (割合 38.3%) うち出先 2,658 人 (割合 61.7%)	4,068 人 (△5.6%)		3,749 人 (△13.0%)		3,567 人 (△17.2%)	
	うち本庁	うち出先	うち本庁	うち出先	うち本庁	うち出先
	1,559 人	2,509 人	1,437 人	2,312 人	1,366 人	2,201 人

※ 職員数には会計年度任用職員等の数を含まない。

2 県庁舎の規模

現在の県庁舎の使用方法や1人当たりの執務面積を前提に、執務室等の面積に職員数の減少見込率を乗じて、2050～60年頃の行政エリア（知事局棟）の延べ床面積を試算すると、概ね25,000㎡～30,000㎡程度と想定されます。

なお、生産年齢人口の減少により、職員確保がより一層困難になる可能性があることを考慮すると、庁舎規模は、最小値である25,000㎡程度を下回ることも想定しておく必要があります。

【令和5年4月1日現在の職員数・庁舎規模】

住民基本台帳人口（R5.1.1）	R5 職員数（知事部局） ※		知事局棟	議会棟・渡り廊下棟	延べ面積合計
		うち本庁			
1,189,670人 (118.9万人)	4,310人	1,652人	31,027.7㎡	6,612.1㎡	37,639.8㎡

※ 職員数には会計年度任用職員等の数を含まない。

【2050～2060年頃の職員数・庁舎規模】

職員の試算方法	職員数 ※	うち本庁	職員数の減少率	行政エリア ①	議会エリア ②	必要面積 計 (①+②)
①定員モデル (人口100万人)	4,068人	1,559人	△5.6%	29,290.1㎡	6,612.1㎡	35,902.2㎡
②定員モデル (人口78.3万人)	3,749人	1,437人	△13.0%	26,994.1㎡	6,612.1㎡	33,606.2㎡
③近似曲線 による推計	3,567人	1,366人	△17.2%	25,690.9㎡	6,612.1㎡	32,303.0㎡

※ 職員数には会計年度任用職員等の数を含まない。

<参考：地区合同庁舎整備の例>

約20年前（2003年）に建設された二戸地区合同庁舎は、現在、二戸市役所の一部の機能が入居するほか、職員1人当たりの延べ面積は60.8㎡/人と14地区合同庁舎平均の30.0㎡/人を大きく上回っています。

建設当時（約20年前）必要な庁舎規模と考えられたものでも、その後の予見し難い社会経済情勢の変化により余裕スペースが生じる可能性があることから、**職員数が大幅に減少するシナリオも想定し、長期的かつフレキシブルな観点で、庁舎規模、建替・大規模改修等のサイクルを検討していくことが必要です。**

第4章 整備地区

1 県庁舎の位置の考え方

県庁舎は、県全体の総合的な防災拠点としての機能を持ち、県民サービスを安定的、持続的に提供する基盤であり、県民生活においても重要な役割を果たしていることから、その位置の選定に当たっては、**住民の利便性や他の官公署との関係など、多角的な観点からの検討が必要です。**

2 これまでの経緯

明治4年に当時の盛岡県庁舎が移転して以降、県庁舎は現在の位置に設置されており、その周辺には国の合同庁舎や裁判所、市役所などの行政施設が立地され、官公庁地区が順次形成されてきました。

現在このエリアは、都市計画上、「内丸団地」として「一団地の官公庁施設」に指定されており、このエリアの内外には、金融機関、報道機関、岩手県民会館や岩手県公会堂などの施設が立ち並んでおり、本県の行政・経済の中心地となっています。

また、盛岡駅から約2kmの距離にあり、バス路線も比較的多く、県民の利便性や交通事情は良く、他の官公署との関係等を考慮された立地条件にあることから、現在まで内丸地区に県庁舎が立地されてきたところです。

3 考慮すべき事項

(1) 基本的事項

県庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項において、「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署等との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。

また、地方自治法に明記はありませんが、災害等の発生に際し、迅速かつ機動的に対応できるよう、土砂災害、洪水災害等の影響が少なく、発災時において災害活動の拠点となり得るかどうかの視点や、まちづくりへの貢献、都市景観との調和についても考慮する必要があります。

さらに、現在地から移転のうえ整備する場合は、用地取得で多額の費用が生じる可能性に留意する必要があります。

(2) 県庁舎の位置で考慮すべき事項

大項目	小項目	考慮すべき事項
①県民の利便性、 交通アクセス	公共交通	電車やバス等の公共交通機関でアクセスしやすい場所にあること。
	自動車交通	自動車での来庁を考慮し、盛岡市と県内各地を結ぶ主要な道路にアクセスしやすい場所にあること。
②災害への耐性	災害の影響	土砂崩れ、洪水、岩手山の火山噴火の影響が少ない場所にあること。
	災害時の活動拠点	災害時に迅速な復旧・復興活動や緊急物資の輸送等が行える場所にあること。
③周辺のまちづくり への影響	他の官公署との連携	業務の関連性を踏まえつつ、災害等の有事の際に迅速かつ機動的に連絡・連携できる場所にあること。
	都市計画との関係	盛岡市の都市計画との整合性を考慮し、県及び市の社会経済活動を牽引する場所にあること。
④敷地配置	用地の 取得可能性	既存の県有地の活用や用地取得の可能性が見込まれる場所であること。
	供用開始までの 期間	仮庁舎の設置や用地取得等による影響が少なく、供用開始までの期間が可能な限り短い場所にあること。
	敷地配置、 駐車場の確保	効率的な動線を確保できる敷地配置であること。 来庁者の駐車スペースを確保できる場所にあること。
⑤事業費への影響	用地費、仮庁舎 整備費等	用地取得費や仮庁舎の整備費などについて、可能な限り抑制できる場所にあること。

4 整備地区の評価

上記2の県庁舎の位置で考慮すべき事項を踏まえ、現在の県庁舎がある内丸地区とそれ以外の地区（市街地及び郊外）について、それぞれ評価します。

【整備地区の評価】

大項目	小項目	内丸地区	市街地 (盛岡駅周辺を想定)	郊外
①県民の利便性、交通アクセス	公共交通	○ ・盛岡駅とバスセンターの間に位置し、公共交通網が整備されている。	○ ・盛岡駅からの距離が近く、公共交通網は比較的整備されている。	△ ・場所によっては、バス等の運行本数が少なく、アクセスが良いとは限らない。
	自動車交通	○ ・盛岡市と県内各地を結ぶ主要道路（国道、高速道路等）からのアクセスが良い。	○ ・盛岡市と県内各地を結ぶ主要道路（国道、高速道路等）からのアクセスが良い。	△ ・場所によっては、主要道路からのアクセスが良いとは限らない。
②災害への耐性	災害の影響	○ ・ハザードマップから、土砂崩れ、火山についての安全性は高い。 ・洪水・浸水は、現庁舎の位置であれば安全性を確保できる。	△ ・ハザードマップから、土砂崩れ、火山についての安全性は高い。 ・洪水・浸水は、浸水区域に当たるか、場所ごとに確認する必要がある。	△ ・災害に対する安全性を確保できるかどうかは、場所ごとに確認が必要。
	災害時の活動拠点	○ ・主要道路へのアクセスが良く、災害時の応急対応や緊急物資の輸送等が行える場所に位置している。	○ ・主要道路へのアクセスが良く、災害時の応急対応や緊急物資の輸送等が行える場所に位置している。	△ ・場所によっては、主要道路からのアクセスが良いとは限らず、災害時の活動拠点に適さない場合もある。
③周辺のまちづくりへの影響	他の官公署との連携	○ ・一団地の官公庁施設を形成しており、他の官公署との連携が容易。 ・徒歩圏内で来庁者の利便性も高い。	△ ・場所によっては、徒歩での移動が容易ではなくなる。	× ・他の官公署は必ずしも多くなく、これまでのように効率的かつ機動的な連携ができなくなる可能性も。
	都市計画との関係	○ ・（仮称）内丸プランの実現に向けて、関係機関との連携が可能。	△ ・都市計画にどのような形で貢献できるかは設置場所による。	× ・市街地からのアクセスが良くなく、都市計画との連携に課題が生じる。

大項目	小項目	内丸地区	市街地 (盛岡駅周辺を想定)	郊外
④敷地配置	用地の取得可能性	○ ・整備に当たっては、 現在の県庁舎の敷地を活用することが可能。 ・それ以外の県有地としては、内丸駐車場や緑の広場などがあるが、県庁舎を整備できる規模にはない。	× ・市街地には、県庁舎を整備できる規模の県有地は見当たらず、 用地取得が必要となるが、取得できるかどうかの見通しが立たない。	× ・郊外にある県有地は、交通アクセスが必ずしも良くなく、周辺のまちづくりへの影響などを考慮する必要がある、 検討すべき課題が多い。
	供用開始までの期間	○ ・現在の県庁舎の敷地を活用する場合、 用地取得が不要となり、供用開始までの期間が短縮される。 ・ただし、仮庁舎の確保・整備に一定の時間を要することが想定される。	× ・用地取得を行う場合は、地権者との交渉や周辺地域の関係機関との調整が必要になるため、 供用開始まで長期間が見込まれるもの。	× ・県庁舎を整備する場合は、周辺地域の関係機関との調整や公共交通網の再整備等が必要になるため、 供用開始まで長期間が見込まれるもの。
	敷地配置、駐車場確保	△ ・現在の県庁舎は、駐車台数が139台、うち来客用が58台と少なく、議会開会中は更に利用が制限されるなど、 駐車場の確保が課題である。	× ・整備場所によっては、都市計画や建築基準法による制約を受ける可能性があり、 柔軟な敷地配置ができない可能性がある。	○ ・広大な敷地を確保できる場合には、 柔軟な敷地配置や駐車場の確保が可能となる。
⑤事業費への影響	用地費、仮庁舎整備費	△ ・現在の県庁舎の敷地内で整備する場合には、 用地取得費が不要となる。 ・仮庁舎の整備費用が生じる。	× ・用地取得を要する場合は、 高額な土地の取得の可能性もあり、多額の費用が生じる。	× ・用地取得を要する場合は、 多額の費用が生じる。

5 整備地区の方向性

県庁舎の位置に当たって考慮すべき事項を、内丸地区とそれ以外の地区とで評価したところ、内丸地区以外では、交通アクセスや他の官公署との連携、用地取得の可能性などに課題があると評価されます。

一方で、**内丸地区**は、県庁舎の設置に適している項目が多く、盛岡市の新市庁舎の動向も踏まえると、(仮称)内丸プランの実現に向けて、県としての役割を果たすこともできることから、**特に優位性が高いと評価**できます。

このため、整備地区の方向性としては、内丸地区を選定することとし、用地取得を要しない現県庁舎の敷地内での整備を前提に検討を進めることとします。

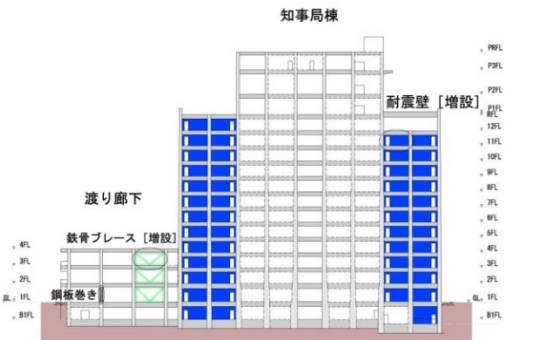
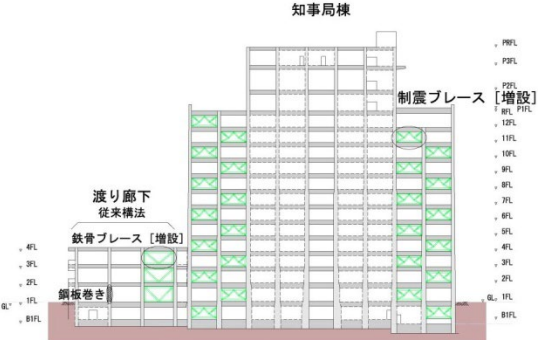
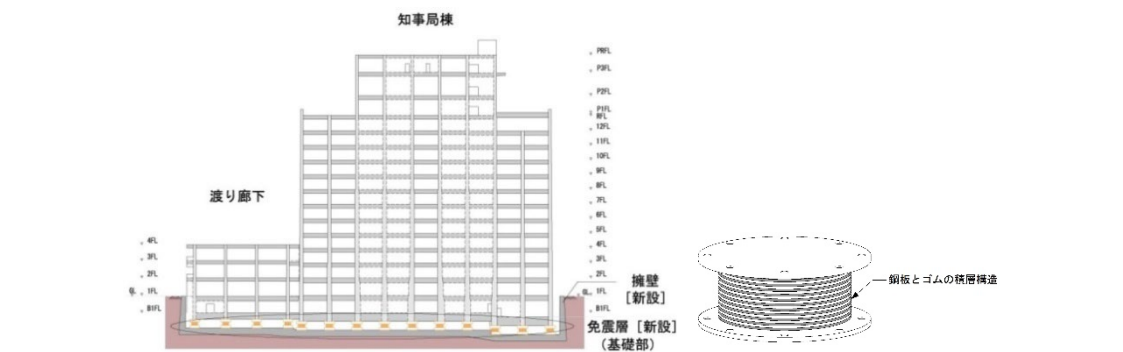
第5章 整備パターンの検討

1 耐震化の手法について

(1) 耐震化の構法

県庁舎を改修により耐震化する場合、各棟の構造形式や工法の特徴を踏まえて採用する工法を検討します。耐震化の構法は一般的に、**従来構法（補強構法）**、**制震化構法**、**免震化構法**の3種類が考えられます。

【主な耐震化の構法のイメージ】

A 従来構法（補強構法）	B 制震化構法
	
耐震壁や鉄骨ブレースを増設し、地震力に構造体（柱や梁、壁、ブレース）自体の強度で抵抗する構法です。地震時の揺れは各構法の中で最大となります。	制震ブレースなど地震エネルギーの減衰機構を増設することで、地震の揺れを吸収し、躯体の負担を軽減する構法です。従来構法と同様に周期の短い揺れとなりますが、減衰機構により、揺れは軽減されます。
C 免震化構法	
	
地盤（基礎）と建物の間に積層ゴムを挟み、建物への地震エネルギーの入力自体を軽減して応答を小さくする構法です。免震構造は、地震の周期と建物の周期をずらすことにより、共振現象（建物と地盤とが同じ周期で揺れることで、揺れが大きくなる現象）を防ぐもので、建物の周期の方が長い場合は、地震の揺れとは異なるゆっくりとした揺れで、内部のダメージを防ぐことができます。（基礎部以外に、中間階を免震化する場合もあります。）	

(2) 耐震化構法の比較

令和4年から5年に実施した耐震再診断業務においては、耐震診断に加え、棟毎にいずれの耐震化構法が適しているか検討を行いました。

ア 知事局棟

① 従来構法

必要となる耐震壁の数が非常に多く、執務室として機能しないことが予想され、現実的ではありません。また、全フロアで設備配管の切回し工事が発生するなど、大規模な工事となることから、工事中は全館仮移転をするなどの対応を検討する必要があります。

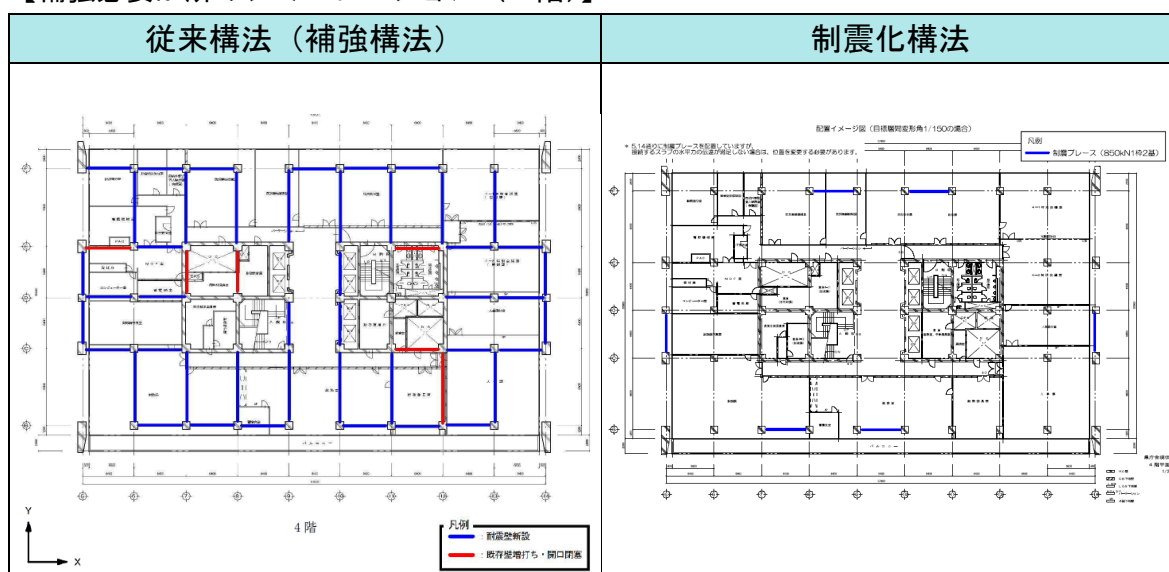
② 制震化構法

耐震化に比べて、少ない補強箇所で大きな効果を上げることが可能ですが、制震ブレースにより執務室が分断されます。制震ブレースにより、地震の揺れが吸収されるため、従来構法より地震の影響は軽減されます。

③ 免震化構法

建物への地震エネルギーの入力自体を軽減することから、執務室への地震の影響は各構法で最少となり、防災拠点としての業務継続性に優れた構法です。さらに、基礎の下部又は低層階へ免震層を設置するため、執務室への工事の影響は最小となります。

【補強必要か所のシミュレーション（4階）】

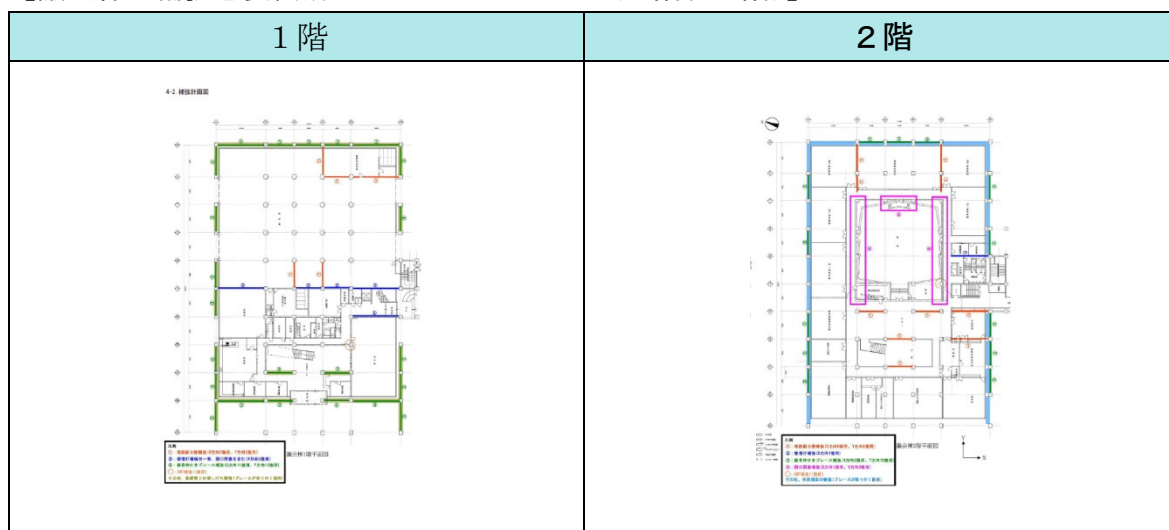


着色部：補強必要箇所

イ 議会棟

議会棟は低層であり、強度抵抗型で靱性が小さいことから、制震要素が有効に働きにくいと考えられます。渡り廊下棟とも、構造的に縁が切られており、耐震壁、ブレース等を増設しても機能性に影響が少ないことから、従来構法が費用対効果で優れていると考えられます。

【議会棟の補強必要箇所のシミュレーション（1階、2階）】



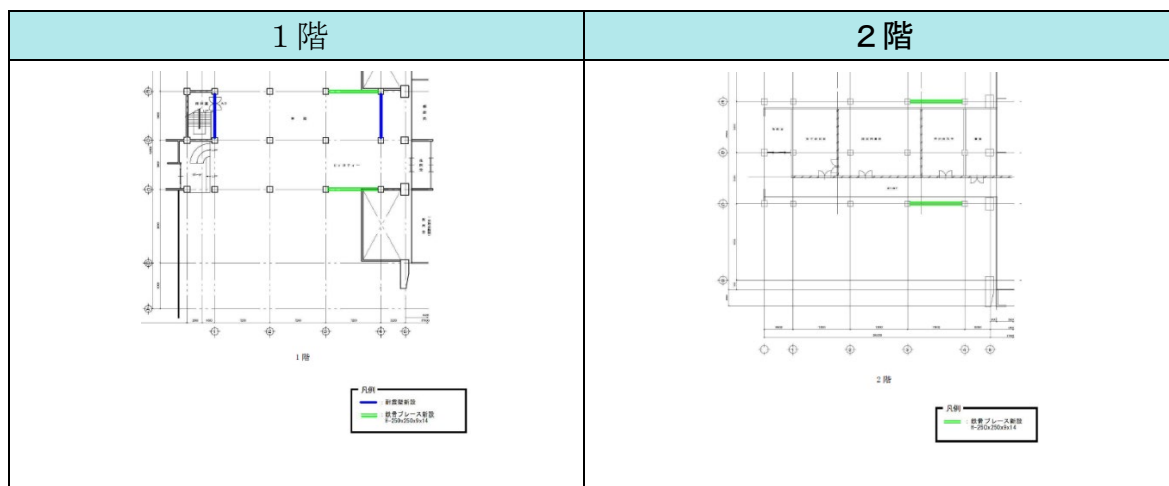
着色部：補強必要箇所

ウ 渡り廊下棟

渡り廊下棟は、耐震性能が不足する 1 階がピロティになっていることから、安価で効果的な耐震壁を増設することが容易であり、従来構法が適していると考えられます。

しかしながら、知事局棟を免震化する場合、渡り廊下棟は知事局棟と基礎を共有し、構造的に一体となっていることから知事局棟と一体としたままの免震化構法とすることも考えられます。

【渡り廊下棟の補強必要箇所のシミュレーション（1階、2階）】



着色部：補強必要箇所

【各棟毎の耐震化構法の比較結果】

項目		A 従来構法（補強構法）	B 制震化構法	C 免震化構法
各棟の構法	知事局	×	△	○
	議会	○	×	×
	渡り廊下	○	×	○
施工範囲		全フロア	全フロア	基礎下部（又は中間階）
地震時の状況		揺れ大	高層階の揺れ大	ゆっくり揺れる
執務室への影響		執務室が分断	執務室が分断	影響を受けない
設備への影響		全フロアの設備配管へ影響	全フロアの一部の設備配管へ影響	建物境界部の配管・配線の更新が必要
その他課題		外観に影響	外観に影響	・地盤の掘削が困難な可能性 ・建物外周部にクリアランスが必要
概略工期		仮移転するフロア数により大きく変動	仮移転するフロア数により大きく変動	約 30 ヶ月
工事費の傾向		安価（付帯工事は別途）	従来構法よりも高価	高価
評価		×耐震壁により執務室が機能しない △全フロア耐震化工事が必要 △付帯する設備工事が多く発生	△制震ダンパーにより執務室が分断 △全フロア制震化工事が必要	○執務室への工事の影響が無い ○執務室への地震の影響が少ない
考察		【知事局棟】 工事中の執務への影響や防災拠点としての地震後の業務継続性（BCP 性能）等を総合的に勘案すると、<u>免震化構法が望ましい</u>と考えられます。なお、免震化に当たっては、施工困難な固い支持地盤（花崗岩、風化花崗岩）と、地下階が広範囲であることを考慮すると、中間層を免震化する構法も有効と考えられます。 【議会棟】 低層であり、強度抵抗型で靱性が小さいことから、制震要素が有効に働きにくく<u>従来構法による補強が適している</u>と考えられます。 【渡り廊下棟】 知事局棟と基礎・地階を共有しているため、知事局棟を免震化する場合、<u>免震化構法が適している</u>と考えられますが、知事局棟と構造上縁を切ること、従来構法で補強することも可能です。		

2 整備パターンの作成

県庁舎の整備の方向性について検討を行うため、整備規模やコストについて段階的に3つの整備パターンを作成します。

1つ目に、知事局棟及び議会棟いずれも耐震化及び長寿命化改修を行い、現庁舎を継続利用する「改修のみ実施案」、2つ目は、耐震性がより低い議会棟を議会機能に加え、行政エリアの不足面積や機能を補う形で建替え、知事局棟について耐震化及び長寿命化改修を行う「一部建替案」、3つ目として、知事局棟及び議会棟を一体で建替える「全て建替案」の3パターンについて比較検討を行います。

なお、整備パターンは整備の方向性を検討するために作成するもので、整備規模等の詳細は今後予定している基本構想・基本計画の中で検討していくこととなります。

(1) 改修のみ実施案

ア 案の考え方

知事局棟及び渡り廊下棟は免震化、議会棟は従来構法により耐震化します。併せて庁舎の長寿命化を図り、劣化部分について改修する機能回復工事、既存不適格項目の解消や省エネ性能の向上といった機能向上工事を行います。耐震化による補強部材等の増加、既存不適格への対応により、有効面積は減少します。

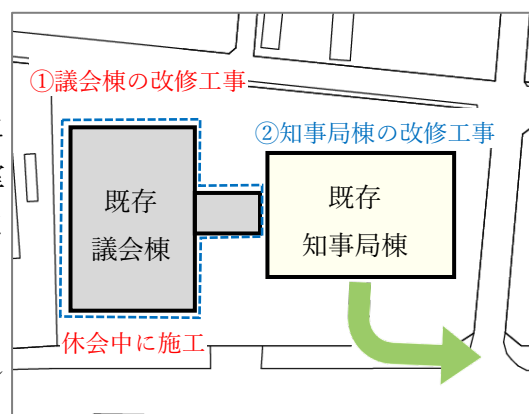
イ 施工等の手順

① 議会棟の改修工事

議会棟は休会期間に合わせた施工とし、会期をまたぐ施工は部分的な仮設養生による仮使用とします。議会事務局の執務室について、施工中は仮移転が必要となります。

② 知事局棟の改修工事

1～3フロアずつ、仮庁舎に仮移転しながらの工事となります。



数フロアごと仮庁舎へ仮移転

ウ コスト

建設費 約 230.2 億円

改修に係るイニシャルコストは抑えられるものの、後年度の改修費用や将来的な建替え費用を考慮する必要があります。

エ 整備期間

庁舎を使用しながらの工事となり、施工条件によって工期は大きく変動しますが、全体の整備期間は最短とすることが見込まれます。

【全部改修案の整備期間の想定】

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
内容	基本構想・基本計画		基本設計・実施設計					改修工事		
	(2年)		(2～3年)			(施工条件により大きく変動)				

(2) 一部建替案

ア 案の考え方

既存の議会棟を解体した上で、議会機能に加え、現在の庁舎に不足する機能を補った新庁舎を建設し、知事局棟は免震化及び長寿命化改修を行います。

イ 施工等の手順

① 議会棟の解体

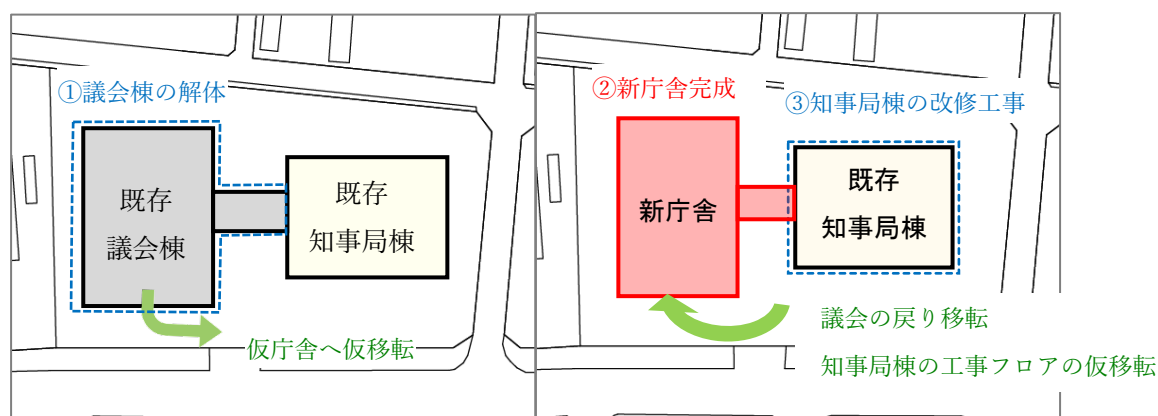
議会機能を仮庁舎へ移転し、議会棟を解体します。

② 新庁舎の建設

議会棟跡地へ新庁舎を建設し、完成次第、議会機能が戻り移転します。

③ 知事局棟の改修工事

新庁舎や仮庁舎へ1～3フロアずつ仮移転をしながら工事を行います。



ウ コスト

建設費 約 417.2 億円

全て建替える場合よりもイニシャルコストを抑え、改修のみ実施する場合よりも後年度の改修、建替費用等の負担を抑えることができます。

エ 整備期間

新庁舎を建設後に、知事局棟の改修工事に着手することが想定されることから、整備期間は各パターンの中で最長となることが予想されます。

【一部建替案の整備期間の想定】

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
内容	基本構想・計画 (2年)		基本・実施設計 (3年)			新庁舎建設 (3年)			知事局棟改修 (施工条件により大きく変動)				
				議会棟解体									

(3) 全て建替案

ア 案の考え方

庁舎全体を新築することとして、議会棟を先行解体し、その跡地に行政及び議会機能を備えた庁舎を一体整備する案です。なお、行政機能及び議会機能を分棟とすることも可能ですが、その場合は更に整備期間を必要とします。

イ 施工等の手順

① 議会棟の解体

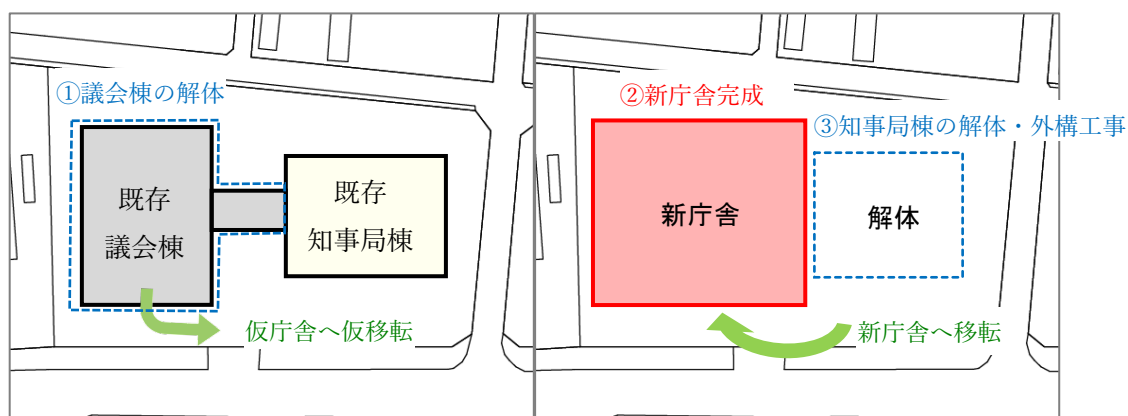
議会機能を仮庁舎へ移転し、議会棟を解体します。

② 新庁舎の建設

議会棟跡地へ、新庁舎を建設します。

③ 知事局棟の解体

新庁舎へ執務室を移転し、知事局棟の解体及び外構の整備を行います。



ウ コスト

工事費 約 596.8 億円

イニシャルコストは最大となりますが、後年度の建替費用等の負担は抑えることが可能です。

エ 整備期間

新庁舎の供用開始までに要する期間は、施工条件によっては改修工事よりも早く完了することができる可能性があります。

【全て建替案の整備期間の想定】

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
内容	基本構想・計画 (2年)		基本・実施設計 (3年)			新庁舎建設 (3年半)			知事局棟解体・外構工事 (2年半)		
				議会棟解体							

3 ライフサイクルコスト

(1) 延べ面積

各整備パターンの延べ面積は、「①改修のみ実施」の場合は、現行の県庁舎と同規模としています。

また、「②一部建替」の場合における新庁舎は、2050 年における行政エリアの必要面積である 25,000 m²とします。

「③全て建替」の場合における新庁舎は、現行の建築制限を前提に、現在の敷地内で建築可能な最大値 72,000 m²とします。

【整備パターン別の延べ面積】

パターン	延べ面積の設定		延べ面積の考え方
①改修のみ実施	知事局棟	31,027.7 m ²	・各棟の延べ面積は、現行の県庁舎と同じ。
	議会棟	5,478.8 m ²	
	渡り廊下棟	1,133.3 m ²	
	合計	37,639.8 m ²	
②一部建替	知事局棟	31,027.7 m ²	・知事局棟及び渡り廊下棟の延べ面積は、現行の県庁舎と同じ。 ・新庁舎の延べ面積は、2050 年における行政エリアの必要面積である 25,000 m ² 程度とする。
	新庁舎	25,000.0 m ²	
	渡り廊下棟	1,133.3 m ²	
	合計	57,161 m ²	
③全て建替	新庁舎	72,000 m ²	・令和 2 年度の執務環境等調査結果では、県庁舎の必要面積は 81,000 m ² 程度となっているが、現在の敷地内で建築可能な最大値 72,000 m ² 程度とする。 (11,993.12 m ² (敷地面積) × 600% (容積率) = 71,958.72 m ² (延べ面積の上限))

(2) 初期費用の試算結果

他の都道府県の庁舎整備の事例を参考に、基本構想・基本計画の策定着手から整備完了までの初期費用（イニシャルコスト）を試算すると、「①改修のみ実施」で 230.2 億円、「②一部建替」で 417.2 億円、「③全て建替」で 596.8 億円と見込まれるところです。（整備単価等の試算条件は 57 ページのとおり）

【初期費用の試算結果】

	①改修のみ実施	②一部建替	③全て建替
延べ面積	37,640 m ²	57,161 m ²	72,000 m ²
初期費用	230.2 億円	417.2 億円	596.8 億円

(3) 整備財源

県庁舎整備は、いずれの整備パターンでも多額の費用が生じることから、県財政が厳しい状況にあることを踏まえると、**有利な地方債（県債）など地方財政措置を最大限活用していくことが重要**です。

現行の地方財政制度等を前提とすると、県庁舎整備に活用可能な財源としては、一般単独事業債及び緊急防災・減災事業債が想定されます。

このうち、緊急防災・減災事業債は、災害対策の拠点となる公用施設等の耐震化（新築・改築を除く）に活用することが可能とされており、充当率は 100%、交付税措置率は 70%と、極めて有利な地方債となっています。

【活用が想定される地方債】

地方債の種別	充当可能な経費	充当率	交付税措置率	時限措置
一般単独事業債	庁舎の建替・改修に要する設計委託費及び工事監理委託費、工事費など	75%	措置なし	なし
緊急防災・減災事業債	災害対策の拠点となる公用施設等の耐震化（新築・改築を除く）に係る設計委託費及び工事監理委託費、工事費など	100%	70%	令和 7 年度まで (R6. 10. 15 時点)

(4) ライフサイクルコスト

ア 趣旨

公共施設の適正管理と財政の持続可能性を確保していくためには、初期費用のみならず、後年度の財政負担についても考慮していく必要があります。

以下では、**県庁舎整備に係る 50 年間（2025～2075）の建替・改修費用、修繕・維持管理費、県債償還額等のライフサイクルコストを試算**します。

イ 試算条件

ライフサイクルコストの試算に当たっては、平成 29 年度の庁内検討会で検討した費用割合や契約実績、現行の地方財政制度などをもとに、それぞれ算出しています。

【ライフサイクルコストの試算条件】

検討項目		試算条件
(1) 整備費用	①改修のみ実施	- 改修費用は、平成 29 年度に庁内に設置した「県庁舎長寿命化等整備手法検討会」の想定費用に、令和 5 年度の耐震診断結果を反映のうえ算出。 - 設計委託費、工事監理委託費、仮庁舎費用等は、類似施設の費用等を参考に算出。
	②一部建替	- 改修をする知事局棟は、「①改修のみ実施」と同様の方法により算出。 - 建替をする議会棟（新庁舎）は、「③全て建替」と同様の方法により算出。
	③全て建替	- 建設費は、整備単価（723.6 千円）に延べ面積（72,000 m²）を乗じて算出。 - 整備単価は、令和 4 年 12 月に竣工した岐阜県庁舎の整備単価（603 千円）に、物価上昇見込（20%増）を乗じて算出。 - 基本構想・計画の策定費、設計委託費、工事監理委託費、仮庁舎費用、解体費用等は、類似施設の費用等を参考に算出。
(2) 後年度の小規模改修費（10 年ごとほか）		建替後は 20 年後に、大規模改修後は 10 年ごとに、初期建設工事費に対する小規模改修費の割合 5.25%分（建築 2.07＋電気 1.58＋空調 0.80＋衛生 0.80）を計上（H29 検討会）
(3) 建替え後の大規模改修（30 年後）		初期建設工事費に対する大規模改修費の割合を 52.89%として計上。
(4) 県債	①借入額	- 耐震改修分については、緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）の活用を想定。 - その他の建替・改修費については、一般単独事業債（充当率 75%、交付税措置なし）の活用を想定。
	②償還額（償還期間・金利）	- 県債の償還期間は 30 年（据置期間 3 年）とし、10 年毎の借換えを想定。 - 利率は 10 年物国債金利（0.954%（5/19 時点））及びスプレッド（50 b p =0.5%）を考慮のうえ、1.5%で試算。
	③交付税措置額	緊急防災・減災事業債の各年度の償還額の 70%を計上。
(5) 修繕・維持管理費	①建築	5 年ごとに、初期建設工事費に対する平年修繕費の割合を 1.38%として計上（H29 検討会）
	②電気	毎年度、初期建設工事費に対する平年修繕費の割合を 0.24%として計上（H29 検討会）
	③空調	2 年ごとに、初期建設工事費に対する平年修繕費の割合を 0.29%として計上（H29 検討会）
	④衛生	2 年ごとに、初期建設工事費に対する平年修繕費の割合を 0.29%として計上（H29 検討会）
	⑤光熱水費	- 整備着手前は、実績値に基づき試算。 - 改修（機能向上）後の建物は、エネルギー消費量が 15%程度削減されるものとして試算。 - 建替後の建物は、エネルギー消費量が 30%程度削減されるものとして試算。（※延べ面積の増も考慮）
	⑥委託費	現庁舎の実績値をもとに、延べ面積の比で算出。
(6) 後年度の建替・改修分		改修のみ実施の場合の後年度（30 年後）の建替は、現行の庁舎規模により推計。

ウ 試算結果

① 50年間（2025～2075）のライフサイクルコスト

基本構想の策定着手から整備完了までの初期費用のほか、後年度の建替費、大規模改修費、修繕・維持管理費、県債の発行額・償還額、交付税措置額も含め、50年間（2025～2075）のライフサイクルコストを試算すると、「①改修のみ実施」で720.1億円、「②一部建替」で919.7億円、「③全て建替」で1,278.8億円と見込まれます。

② 県債償還に係る一般財源負担額（単年度ベース）

後年度の県債償還に係る単年度の一般財源負担額は、「①改修のみ実施」で6.6億円、「②一部建替」で13.1億円、「③全て建替」で20.2億円と見込まれます。

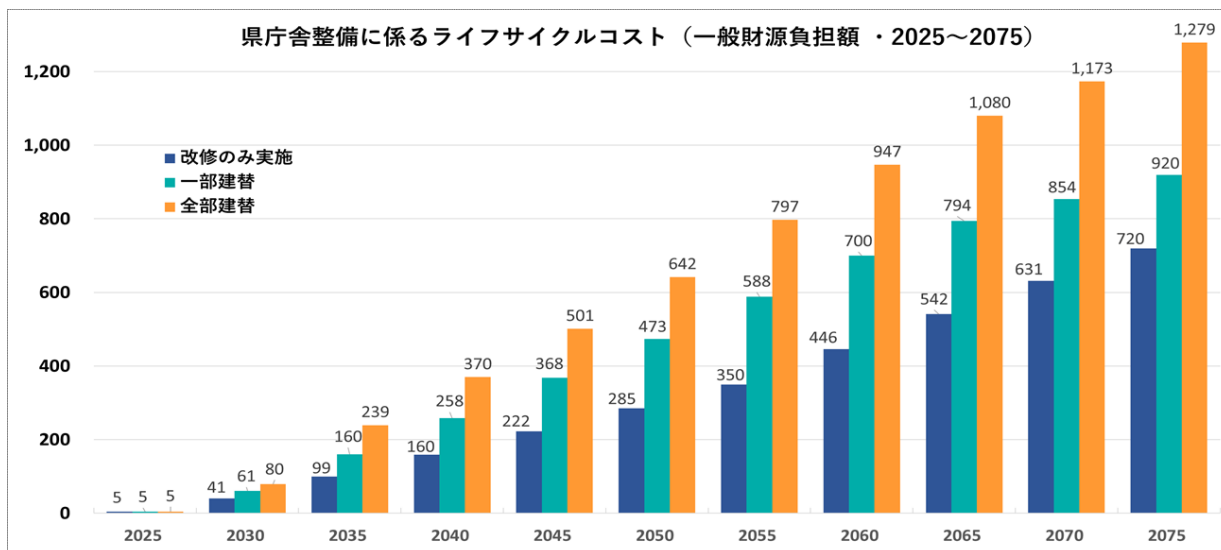
③ 将来負担比率の見通し

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく将来負担比率の見通しは、本県の令和4年度決算に基づく数値が204.4%なのに対し、「①改修のみ実施」で209.8%（5.4ポイント増）、「②一部建替」で215.5%（11.1ポイント増）、「③全て建替」で221.5%（17.1ポイント増）と見込まれます。

【ライフサイクルコストの試算結果】

	①改修のみ実施	②一部建替	③全て建替
延べ面積	37,640 m ²	57,161 m ²	72,000 m ²
整備完了までの初期費用	230.2 億円	417.2 億円	596.8 億円
50年間（2025～2075）の 実質的な一般財源負担額	720.1 億円	919.7 億円	1,278.8 億円
県債償還に係る単年度の 一般財源負担額	6.6 億円	13.1 億円	20.2 億円
将来負担比率の増 （対R4比）	209.8% （5.4ポイント増）	215.5% （11.1ポイント増）	221.5% （17.1ポイント増）

【2025 年度から 2075 年度までの一般財源負担額】



【ライフサイクルコストの収支】

（単位：億円）

		①改修のみ 実施	②一部建替	③全て建替
歳出	整備費用（計画策定費を含む）	230.2	417.2	596.8
	後年度の建替費・大規模改修費	356.9	249.1	330.3
	維持管理費	244.9	291.9	358.4
	県債 償還額	当該整備分	411.0	565.1
		後年度の建替・改修分	106.1	122.7
財源	県債 借入額	当該整備分	179.9	446.8
		後年度の建替・改修分	267.7	247.7
	基準財政需要額算入額（交付税措置額）		50.1	43.8
合計		720.1	919.7	1,278.8

【整備パターン概要】

			(1) 改修のみ実施案		(2) 一部建替案		(3) 全て建替案	
			知事局棟	議会棟	知事局棟	議会棟	知事局棟	議会棟
整備手法			改修	改修	改修	建替※1	建替（一体整備）	
耐震化手法			免震	補強	免震	—	—	
想定規模	延べ面積		約 32,161 m ² ※2	約 5,479 m ²	約 32,161 m ² ※2	約 25,000 m ²	約 72,000 m ²	
			約 37,640 m ²		約 57,161 m ²			
	階数	地上	12 階	3 階	12 階	10 階	23 階	
		地下	1 階	—	1 階	1 階	1 階	
	高さ		60.5m	11.7m	60.5m	約 50m	約 100m	
ライフサイクルコスト	建設費		約 230.2 億円		約 417.2 億円		約 596.8 億円	
	維持管理費用		244.9 億円		291.9 億円		358.4 億円	
	活用可能財源 （交付税措置額）		緊急防災・減災事業債 56.6 億円 (50.1 億円)		緊急防災・減災事業債 49.5 億円 (43.8 億円)		—	
	一般財源負担額		720.1 億円		919.7 億円		1,278.8 億円	
	後年度負担額（改修含む）		356.9 億円		249.1 億円		330.3 億円	
整備期間			約 10 年		約 13 年		約 11 年	
仮移転の必要性			・ 知事局棟 1～3 フロア分		・ 議会機能 ・ 知事局棟 1～3 フロア分		・ 議会機能	
備 考			※ 1 行政機能も含む ※ 2 渡り廊下棟を含む					

4 各整備パターンの評価

「①改修のみ実施」、「②一部建替」、「③全て建替」の3つの整備パターンについて、防災性能や執務室、脱炭素化等を踏まえた**機能面からの評価**と、社会経済情勢の変化やライフサイクルコストを踏まえた**行財政運営の観点からの評価**を行います。

(1) 機能面からの評価

県庁舎のあるべき姿に求められる項目と議会機能について、防災性能や執務室、脱炭素化等を踏まえた**機能面の観点から比較検討**を行います。

【機能面の比較検討】

項 目	①改修のみ実施案	②一部建替案	③全て建替案
防 災 拠 点 として安 全・安心 な庁舎	・ 防災性能に係る既存不適格項目全ての改善は困難。 ・ 有効面積は減少することが想定されるため、災害応急対策活動等に係るスペースの拡充は困難。	・ 知事局棟について、防災性能に係る既存不適格項目全ての改善は困難。 ・ 防災拠点として不足する機能は新庁舎で補完可能。	・ 防災拠点として必要な性能を持つ庁舎を整備可能。
環 境 に 配 慮 した 長 寿 命 な 庁 舎	・ 断熱や設備機器の改修により、省エネ性能の向上が可能であるが、改善の程度は専門的な検討が必要。 ・ 改修のため、建替えに比較して工事によるCO₂の発生は抑えられる。	・ 知事局棟は断熱や設備機器の改修により、省エネ性能の向上が可能であるが、改善の程度は専門的な検討が必要。 ・ 新庁舎には必要な環境性能を織り込むことが可能。	・ 必要な環境性能を持った庁舎を整備可能。 ・ 建替工事に係るCO₂の発生は最大となることが想定される。
様 々 な 主 体 が 協 働 す る 拠 点 として、 県 民 に 親 し ま れ 愛 さ れ る 庁 舎	・ シンボル性を持った県庁舎が存続するが、ブレース等により外観が損なわれる可能性がある。 ・ 改修であるため、完全なバリアフリー化は困難。 ・ 面積に限りがあるため、県民利用スペース等の拡充は困難。	・ シンボル性を持った知事局棟に新庁舎が隣接することで、新旧の共存を象徴する新たな外観となる。 ・ 改修のみの場合より面積に余裕が生じ、一定のバリアフリー化が可能。	・ 新たな県の顔としての庁舎のデザインが求められる。 ・ バリアフリー等は必要な性能で建築可能。

【整備パターンの比較】

項 目	①改修のみ実施案	②一部建替案	③全て建替案
将来の変化に柔軟に対応し、職員が働きやすく、県民福祉の向上に資する庁舎	・間仕切り壁の撤去による執務室のオープンフロア化等を進めることで、執務環境の改善が可能。 ・改修により、有効面積は減少することから、運用面での検討が必要。	・不足面積を新庁舎で補うことで、知事局棟についてもより自由度のある計画が可能。	・必要な機能を持った庁舎とすることが可能であるが、将来の職員数や働き方の変化を相当程度長期に見越した計画が必要。
議会機能	・耐震壁やブレースが増設され、外観や内部空間に影響がある。 ・機能は現状維持にとどまる。	・必要な性能を持った議会機能を整備可能。 ・現状、知事局棟で面積が不足しており、行政機能と一体での整備が必要。	・必要な性能を持った議会機能を整備可能。 ・行政機能と分棟とする場合は、整備期間が長期にわたる。

(2) 行財政運営の観点からの評価

各整備パターンについて、社会経済情勢の変化やライフサイクルコストを踏まえ、**持続可能な行財政基盤の構築**という観点から評価を行います。

なお、評価に当たっては、現在の社会的諸条件を前提としつつも、人口減少や物価上昇、DXの進展など、**社会経済環境の不確実性**を考慮する必要があります。

ア 社会経済環境の不確実性

① 人口動態の変化と職員数の減少

生産年齢人口の減少による行政ニーズの変化や県税・地方交付税の減少、職員確保の困難が見込まれる中で、庁舎規模が過大となる可能性を考慮する必要があります。

② 物価上昇（インフレ）による事業費の増

整備着手から完成までに10数年程度の期間を要することが想定されますが、資材費・労務費等の上昇により、事業費の上振れの可能性を考慮する必要があります。

③ 金利上昇による県債利払い費の増

ライフサイクルコスト試算では県債の利払い金利を1.5%としていますが、金融・経済情勢等の変化による金利上振れ、利払い費増大の可能性を考慮する必要があります。

④ DXの進展と働き方の変化

行政文書のペーパーレス化や在宅勤務の本格化に伴う出勤率の低下により余裕スペースが生じる可能性を考慮する必要があります。

イ 行財政運営の観点からの評価

【経費効率の評価】

整備パターン	経費効率の評価
①改修のみ実施案	【メリット】 ・ 初期費用については、3つの整備パターンのうちで最も低くなります。 【デメリット】 ・ 改修の範囲・程度によっては工事費等が想定よりも上振れする可能性があり、また、改修によるエネルギー効率の改善にも限度があることから、ライフサイクルコストの低減につながらない可能性があります。
②一部建替案	【メリット】 ・ D Xの進展や人口減少の影響により想定以上に職員数が減少した場合、新庁舎に本庁勤務職員を配置できるようになれば、知事局棟の建替コストがゼロとなり、ライフサイクルコストを大幅に縮減できる可能性があります。 【デメリット】 ・ 新庁舎の設計・建設等の費用には、有利な地方債である緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の活用ができないため、後年度の県債償還額が増えることが見込まれます。
③全て建替案	【デメリット】 ・ 50年間のライフサイクルコストが1,278億円程度、県債償還に係る単年度の一般財源負担額が20.2億円程度と、他の整備パターンと比較すると突出して財政負担が重く、県財政の持続可能性に大きな影響を与える可能性があります。

【庁舎のフレキシビリティの評価】

整備パターン	庁舎のフレキシビリティの評価
①改修のみ実施案	・ 30 年程度先に庁舎を建替する場合に、その庁舎規模や必要性を見極めるための時間的な留保ができます。 ・ 少なくとも 30 年程度は現在の庁舎を継続使用するため、当面は庁舎内スペースが不足し、周辺の県有施設（盛岡地区合同庁舎など）と併せて、機能の最適配置を検討していく必要があります。
②一部建替案	・ 30 年程度先に知事局棟を建替する場合に、その庁舎規模や必要性を見極めるための時間的な留保ができます。 ・ 新庁舎の建設後、時間の経過とともに、庁舎スペースに過不足が生じたとしても、新庁舎と現知事局棟の間で、柔軟に機能の配置を見直すことが可能となります。 ・ 新庁舎を高層化することで、行政エリアにおける執務面積の不足分を解消できるほか、知事局棟の改修を最小限にとどめるといった検討が可能となります。
③全て建替案	・ 現時点で求められる庁舎規模を理想的に充足させた設計とすることが可能です。 ・ DXの進展や人口減少の影響により想定以上に職員数が減少した場合、時間の経過とともに、余剰スペースが発生、漸増する可能性があります。

【その他の評価】

整備パターン	その他の評価
①改修のみ実施案	・ 延べ面積が現行の県庁舎と変わらないことから、執務面積の不足分を解消できない状態が続きます。
②一部建替案	・ 新庁舎の延べ面積がどの程度必要かについては、基本構想・基本計画段階で更なる精査が必要となります。
③全て建替案	・ 新庁舎の延べ面積がどの程度必要かについては、基本構想・基本計画段階で更なる精査が必要となります。 ・ 建物・設備の既存不適格が解消されるとともに、執務面積の不足分が解消されます。 ・ 最新のオフィス改革の動向をもとに、オープンフロアやフレキシブルな座席配置など、執務環境の整備が可能となります。

第6章 整備の方向性

本県では、今後、人口減少等を背景として実質的な一般財源が減少する一方、金利上昇等による公債費の増加や社会保障関係費の増加など、歳出の拡大が見込まれることから、厳しい財政運営が続いていくことが見込まれます。

こうした状況の中で、整備パターンの中の「③全て建替」は、初期費用が596.8億円、50年間のライフサイクルコストが1,278.8億円と多額の財政負担を伴うことから、実質公債費比率、将来負担比率ともに全国高位にある本県において、財政の持続可能性の観点から、整備手法の一つとして検討していくことは現状では極めて困難です。

知事局棟と議会棟をそれぞれ改修する「①改修のみ実施」については、初期費用を抑制できることや有利な地方債を最大限活用できる一方で、現時点における執務スペースの不足を解消できないことや脱炭素化に十分に対応できないこと、改修工事で対応可能な範囲・程度にも限度があるなどの課題が挙げられます。

議会棟を解体し新庁舎を建設し、知事局棟を改修する「②一部建替」の案は、「①改修のみ実施」と比較すると、相対的に初期費用が高くなりますが、新庁舎を一定程度高層化することで、行政エリアにおける執務面積の不足分を解消できるほか、知事局棟の改修を最小限にとどめるといった検討が可能となります。

また、30年程度先に知事局棟を建替する場合に、その庁舎規模や必要性を見極めるための時間的な留保ができるほか、職員数の減少により、新庁舎に全ての本庁勤務職員を配置できるのであれば、知事局棟の建替コストがゼロとなり、50年程度先までのライフサイクルコストを効果的に縮減できる可能性があります。

本格的な人口減少局面での行政ニーズ、職員の確保可能性やDXの劇的な進展など、現時点で今後数十年の社会経済情勢の変動は見通し難いことから、基本構想の策定段階においては、躯体の実質的な耐用年数（30年程度は使用可能）を最大限に活用でき、コストメリットのある「②一部建替」の案を軸に検討し、早期に耐震化が実現されるよう検討を進めていきます。

また、基本構想や基本計画の策定に当たっては、整備方法や庁舎規模はもとより、県民福祉の向上、脱炭素化の推進、ユニバーサルデザインへの対応、働きやすい執務環境の整備など、庁舎整備に係る個別の論点についても十分な検討を行っていきます。

なお、基本構想・基本計画の策定段階において、社会経済情勢が劇的に変化するなど、「②一部建替」の案により難い特別な事情が生じた場合には、初期費用を相対的に抑制できる「①改修のみ実施」の案も含め、再度、整備手法の検討を行います。

第7章 今後の検討スケジュール

今年度の在り方検討の結果を受け、基本構想において整備の方向性を固め、基本計画においては設計条件等を具体化していきます。

基本構想から基本計画の策定には２年程度、基本設計及び実施設計で３年程度を見込み、令和１１年度又は１２年度からの工事着工を見込みます。工事期間は８年程度を見込みますが、知事局棟の執務並行改修の施工方法により大きく変化することが予想されます。

【今後の整備スケジュール】

年度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12～R19 (2030～2037)
	基本構想・計画 (2年程度)		基本・実施設計 (3年程度)	議会棟解体 設計・工事 (2年程度)		新庁舎建設・知事局棟改修工事 (8年程度)

(参考) 県庁舎の在り方に関する懇談会

1 設置年月日

令和5年11月30日

2 設置目的

岩手県庁舎は、令和5年の耐震診断結果から現行の耐震基準を満たしておらず、大規模な耐震改修工事が必要とされたことから、社会経済情勢の変化を踏まえた将来的な職員数や庁舎規模の見通し、ライフサイクルコスト、整備パターン、整備地区などについて議論しながら、整備の方向性を検討していくため、専門分野の有識者を構成員とした「県庁舎の在り方に関する懇談会」を設置・開催するもの。

3 構成員

区 分	氏 名	所属・職
座 長	南 正 昭 氏	岩手大学理工学部 教授
構成員	青 笹 健 氏	岩手県立大学盛岡短期大学部 教授
構成員	市 島 宗 典 氏	白鷗大学法学部 教授
構成員	小井田 伸雄 氏	岩手県立大学総合政策学部 教授
構成員	山 本 康 友 氏	東京都立大学 客員教授

(令和6年4月1日現在)

4 開催実績

- 第1回（令和5年12月18日）
県庁舎の現状と課題、論点整理、改修・建替等の比較検討案
- 第2回（令和6年3月13日）
県庁舎のあるべき姿、改修・建替等の比較検討、在り方報告書の骨子
- 第3回（令和6年7月19日）
職員数の将来見通し、県庁舎の想定規模、ライフサイクルコスト試算、整備地区
- 第4回（令和6年11月12日）
岩手県庁舎の在り方に関する報告書（素案）、今後の検討スケジュール
- 第5回（令和7年2月6日）
パブリック・コメントに係る意見及び反映状況、岩手県庁舎の在り方に関する報告書（最終案）